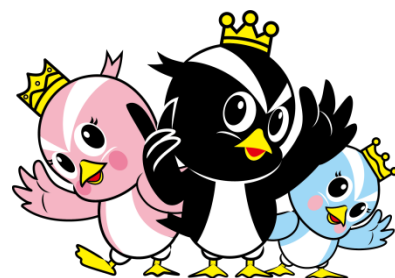


門川町 第4期障害者基本計画

～ 障がいの有無を問わず、お互いを尊重し、
一人ひとりが安心して暮らし続けられる
共生のまち かどがわ ～



令和6年3月
門川町 福祉課



本計画の策定にあたり、表紙・裏表紙にイラストをご提供いただきました。
ありがとうございます。

【表紙の作品】

児童発達支援センターあさひ学園 松田 爽太郎さん

【裏表紙の作品】

児童発達支援センターあさひ学園 藤田 颯太さん



目次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	障害者制度の動向	1
(1)	近年の法制度の動き	2
(2)	障害者基本法	4
(3)	障害者総合支援法	4
(4)	児童福祉法	4
(5)	障害者虐待防止法	4
(6)	障害者雇用促進法	5
(7)	障害者差別解消法	5
(8)	障害者優先調達推進法	5
(9)	発達障害者支援法	6
(10)	難病の患者に対する医療等に関する法律	6
(11)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）	6
(12)	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	6
(13)	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	6
(14)	読書バリアフリー法	7
(15)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律	7
3	計画の位置づけ	7
4	計画の期間	8
5	障害保健福祉圏域の設定	8
6	計画の策定体制	9
(1)	関係機関・団体との連携協議	9
(2)	実態調査の実施	9
(3)	本計画における障がい者等の概念	9
7	計画の経緯	10

第2章 障がい者を取り巻く現状

1	門川町の人口・世帯数	11
2	人口と障がい者数	12
3	身体障がい者（児）の現状	13
4	知的障がい者（児）の現状	14
5	精神障がい者（児）の現状	15
6	難病患者などの状況	16
7	障害支援区分の状況	16

8	障がい児の現状	17
9	経済的支援の状況.....	18
10	障がい者施設の状況	19
11	アンケート調査結果（概要）と課題	20
	（1）調査の概要	20
	（2）調査結果（概要）～障害者手帳を持っている人	21
	（3）調査結果（概要）～一般住民調査	25

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念.....	29
2	前計画の施策・事業実施評価一覧（進捗状況評価）	30
3	横断的な視点（基本的視点）	32
4	本計画の施策の柱（基本目標）	33
	（1）障がいや障がいのある人への理解促進と共生	33
	（2）生活支援の充実.....	34
	（3）安全・安心な生活環境の充実.....	34
	（4）教育・育成環境の充実	35
	（5）切れ目のないサービス基盤の整備（保健・医療の充実）	36
	（6）生きる力の育成と生きがいづくりの推進.....	36
	（7）自立した生活の支援・意思決定支援の推進.....	36
	（8）情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	37
5	施策の体系	38

第4章 施策の展開

1	障がいや障がいのある人への理解促進と共生.....	39
	（1）啓発活動や福祉教育・人権教育の推進	39
	（2）障がいを理由とする差別解消の推進	40
	（3）虐待の防止と権利擁護	40
	（4）社会資源を活用した居場所づくり	41
	（5）町民相互の交流活動の促進	41
2	生活支援の整備	42
	（1）利用者本位の生活支援体制の構築	42
	（2）在宅福祉サービスの充実	43
	（3）精神障がいのある人を対象とする施策の充実	44
	（4）施設サービスの充実	44

(5) 経済的自立の支援	45
(6) 文化芸術活動・スポーツ等の振興	45
(7) サービスの質の向上	45
3 安全・安心な生活環境の充実	46
(1) 防災・防犯等対策の推進	46
(2) 住宅・公共交通機関等のバリアフリー化の推進	46
4 教育・育成環境の充実	47
(1) 一貫した相談支援体制の整備	47
(2) 専門機関機能の充実と多様化	48
5 切れ目のないサービス基盤の整備（保健・医療の充実）	48
(1) 障がいの発生予防、早期発見体制の確立	48
(2) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実	49
(3) 精神保健福祉対策の推進	49
6 生きる力の育成と生きがいづくりの推進	50
(1) 就労支援と雇用機会の促進・拡大	50
(2) 福祉的就労の推進	51
7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	51
(1) 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施	51
(2) 身近に相談支援を受けられる体制の構築	52
(3) 地域生活への移行の支援	52
(4) 障がいのあるこどもへの支援の充実	53
8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	54
(1) コミュニケーション支援体制の充実	54
(2) 障がいのある人に配慮した情報提供体制の充実	54

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	55
(1) 障がいのある人（児）のニーズ把握・反映	55
(2) 地域社会の理解促進	55
(3) 障がいのある人（児）の地域参加の促進	55
(4) 医療的ケアをはじめとする障がい特性を理解した人材の育成・確保	56
(5) 庁内関係機関との連携	56
(6) 関係機関・ボランティア団体との連携体制	56
2 人材の確保・質の向上	56
(1) 専門職員の確保	56

(3) 職員等の資質向上	56
3 計画の進行管理・評価	57

資料編

1. 門川町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱.....	59
2. 門川町障害者福祉計画等策定委員会名簿	61

「障がい」の表記について

本町では、「障害」の表記について、法令、条例、規則や固有名称等を除き、「障がい」と一部ひらがな表記を行っています。本計画においても、法令等で用いられている場合を除き、「障がい」と表記します。

第 1 章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

門川町では、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画として、平成30年3月に「門川町第3期障害者基本計画」を策定し、障がいの有無に関わらずすべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がいのある人が社会の対等な構成員として、人権を尊重され、自己選択と自己決定のものとあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かちあう「完全参加と平等」の具現化を目指して、障がい者施策を推進してきました。

また、障がいのある人が安心して暮らせるまちづくりを目指す上での基盤となる、障害福祉サービス等の方向性を明らかにするものとして、国の基本指針に基づき、同年3月に「第6期門川町障害福祉計画・第2期町障害児福祉計画」を同時に策定し、障害福祉サービス等に関する提供体制等の確保・充実に取り組んでいるところです。

国においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）」や、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）」を改正するなど、法令面の整備により障がい者施策を充実させるとともに、平成30年3月に障がい者の自立や社会参加を支援する様々な施策の土台となる「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）を策定し、共生社会の実現に向け、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮して自己決定できる社会の実現を目指しています。

このような国の障がい者施策の動向や門川町の障がい者の現状と課題を踏まえ、福祉の分野に限らず、保健、医療、教育、労働、防災など多くの分野が関わりながら、障がい者の福祉の向上に向けた施策を総合的に進めるため、国や県の計画を踏まえて「門川町第4期障害者基本計画」を策定し、本町における障がい者施策の一層の推進を図ります。

2 障害者制度の動向

国は、平成28年6月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定しました。こども・高齢者・障害者など、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の仕組みを構築することを目指すとしています。

これを受けて、厚生労働省は、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置し、地域共生社会を実現するために、具体策の検討に着手しています。

また、平成29年6月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、介護保険法・医療法・社会福祉法・障害者総合支援法・児童福祉法などが見直されました。地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする人に必要なサービスが提供されるようにすることを目的としています。

(1) 近年の法制度の動き

時期	国の動き
平成 5 年 (1993)	■ 障害者基本法の公布
平成 14 年 (2002)	・「障害者基本計画」を策定
平成 15 年 (2003)	・身体障害者及び知的障害者の福祉サービスについて、「措置制度」から「支援費制度」に移行
平成 16 年 (2004)	▲「障害者基本法の一部を改正する法律」の成立 〔差別禁止理念の明示、障害者の日の障害者週間への拡大、都道府県・市町村障害者計画策定の義務化等〕 ▲「発達障害者支援法」の成立
平成 17 年 (2005)	▲「障害者自立支援法」の成立
平成 20 年 (2008)	■「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が公布
平成 23 年 (2011)	◎ 改正障害者基本法が公布、 一部を除き施行 ▲「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）案」参議院本会議において全会一致で可決成立
平成 24 年 (2012)	・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達法）案」が衆議院本会議において全会一致で可決 ■ 障がい者の法定雇用率を引き上げる政令が公布 ◎ 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の 施行
平成 25 年 (2013)	・「障害者基本計画（第3次）」閣議決定 ・ 障がい者の法定雇用率が引き上げ ◎ 「障害者雇用促進法」改正 ◎ 「障害者総合支援法」 施行
平成 26 年 (2014)	・「障害者権利条約」国会承認 ・「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立

時期	国の動き
平成 28 年 (2016)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行 ◎ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の一部施行 (障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務) ▲ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立 ◎ 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行
平成 30 年 (2018)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「障害者基本計画 (第 4 次)」閣議決定 ◎ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行 ◎ 改正社会福祉法の施行 ◎ 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 ◎ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」の施行
平成 31 年・令和元年 (2019)	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」が成立 ▲ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」が成立 ◎ 「障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備を含む著作権法の一部を改正する法律」の施行 ・ 障害福祉サービス等報酬改定
令和 2 年 (2020)	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の施行 (一部令和元年 6 月 14 日、9 月 6 日施行)
令和 3 年 (2021)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布 ◎ 同法令和 6 年 4 月 1 日施行予定 ・ 東京オリンピック・パラリンピックの開催 ◎ 改正社会福祉法の施行
令和 4 年 (2022)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」交付 ◎ 同法施行
令和 5 年 (2023)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「第 5 次障害者基本計画」を策定の見込み

参考資料：障害者白書

(2) 障害者基本法

「障害者基本法」は平成5年に公布された、障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律です。

障がいの有無にかかわらず、等しく基本的な人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられるものであるとの理念にのっとり、平成23年に障害者基本法の一部が改正され、障がいのある人の定義が見直されたほか、災害時の安全確保のために必要な情報提供に関する施策等が追加されました。

(3) 障害者総合支援法

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が、平成25年に、障害者自立支援法を改正する形で施行されました。障害者総合支援法は、地域社会における共生の実現に向けて、障がいのある人の日常生活及び社会生活の総合的な支援を目的とし、障がいのある人の範囲に難病患者が加えられたほか、ケアホームとグループホームの一元化、重度訪問介護サービスの対象拡大等が定められました。

また、平成30年からは、地域生活の支援として新たに、「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されました。

(4) 児童福祉法

平成24年の児童福祉法等の改正により、それまで障害者自立支援法と児童福祉法に分かれていた、障がいのある児童を対象とした施設・事業が児童福祉法に基づくサービスに一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援が創設されました。

また、平成28年の同法改正により、平成30年度から障がいのある児童のサービスに係る提供体制の計画的な構築を推進するため、「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。

(5) 障害者虐待防止法

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年に施行されました。

障がいのある人に対する虐待を防止し、その権利や尊厳を守ることにより障がいのある人の自立及び社会参加を促すことを目的としています。家庭や施設等で障がいのある人に対する虐待を発見した場合に、自治体への通報を義務付けているほか、養護者による虐待が生命に関わる危険性があると認められた場合には、自治体職員の自宅への立ち入りを認めること、虐待に関する相談窓口の設置を自治体に義務付けること等が定められています。

(6) 障害者雇用促進法

「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」は、昭和 62 年に「身体障害者雇用促進法」から改称された障がいのある人の雇用の促進を図ることを目的とした法律であり、社会状況の変化とともに改正が続いています。

平成 28 年の改正により、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供義務が示され、平成 30 年度からは法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が加えられました。

その後、令和元年の改正により、国及び地方公共団体に障害者活躍推進計画の作成及び公表と、障害者雇用推進者（障害者雇用の促進等の業務を担当する者）及び障害者職業生活相談員の専任や、障がいのある人の雇用状況を的確に把握すること等が規定されました。

令和 3 年には、民間企業の法定雇用率が 2.3%に引き上げられ、対象となる企業の範囲が常用雇用労働者 43.5 人以上に拡大され、国、地方公共団体等は 2.6%、都道府県等の教育委員会は 2.5%に引き上げられました。

さらに、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令及び身体障害者補助犬法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 44 号）が令和 5 年 3 月 1 日に公布され、令和 6 年 4 月 1 日から国及び地方公共団体に係る障がい者雇用率が 2.6%から 3.0%（教育委員会にあっては 2.5%から 2.9%）に改正されました。経過措置として、令和 8 年 6 月 30 日までの間、国及び地方公共団体に係る障がい者雇用率は 2.8%（教育委員会にあっては 2.7%）とされています。

(7) 障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 28 年に施行されました。（令和 3 年に改正。）

障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とし、障がいのある人への不当な差別的取り扱いを禁止するとともに、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合には、その実施に向けて必要かつ合理的な配慮の義務が定められています。

(8) 障害者優先調達推進法

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が平成 25 年に施行されました。

障がい者就労施設で就労する障がいのある人や、在宅で就業する障がいのある人の経済的な自立に向けて、公的機関（国、地方公共団体、独立行政法人等）には、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進しています。

(9) 発達障害者支援法

「発達障害者支援法」は平成17年に施行された発達障がい者の心理機能の適正な発達及び円滑な社会生活の促進のための法律です。

平成28年に改正され、ライフステージを通じた切れ目のない支援、家族等も含めたきめ細かな支援、地域の身近な場所で受けられる支援等が規定されました。

(10) 難病の患者に対する医療等に関する法律

平成26年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成27年から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施され、対象疾病数が令和3年11月に338疾病に拡大されました。

(11) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の改正が平成30年に公布されました。従来の交通バリアフリー法とハートビル法を一本化し、旅客施設、特定建築物、建築物特定施設などについて、高齢者や障がい者等が移動等を円滑に行うための基準が定められました。

また、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等、ソフトの対策を強化することが規定されました。

(12) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

すべての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用や円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するために、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が令和4年に制定・施行されました。

(13) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年に施行されました。

文化芸術は障がいの有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであるため、障がいのある人による文化芸術活動の推進、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることとされました。

(14) 読書バリアフリー法

「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が令和元年に施行され、視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障がいによって読書が困難な障がいのある人の読書環境の整備が自治体の責務とされました。

(15) 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和3年に成立しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。

本計画では、障がいのある人の自立および社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。

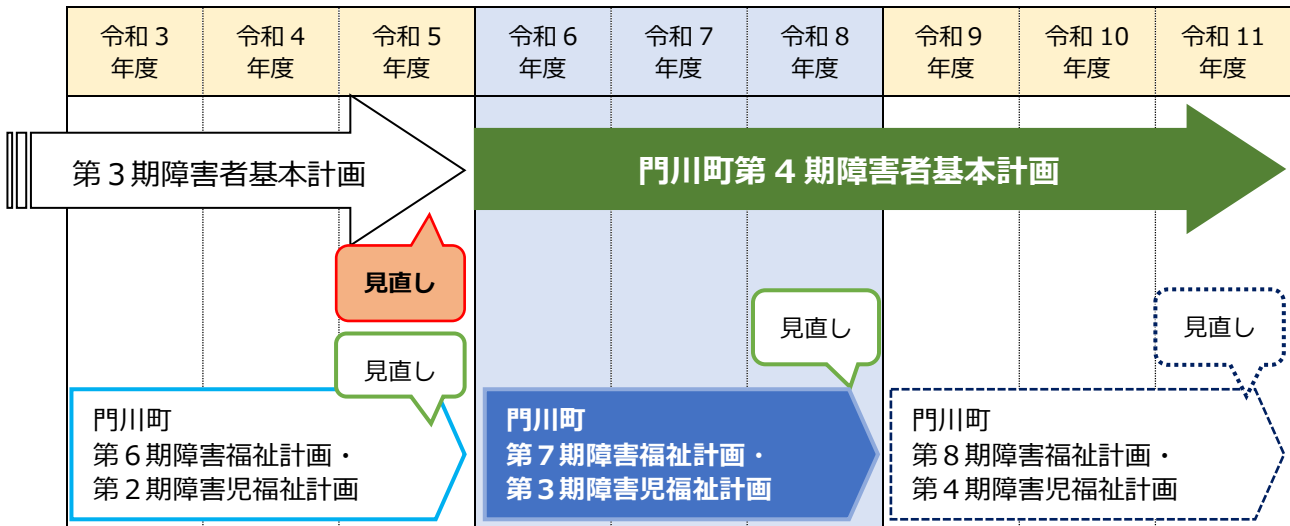
本計画は、国の「障害者基本計画（第4次）」（平成30年度～令和4年度）や「第4次宮崎県障がい者計画」（令和元年度～令和5年度（5年間）、また、上位計画である「第6次門川町長期総合計画」や福祉分野の個別計画の上位計画である「門川町地域福祉総合計画」との整合を図りつつ、「門川町障害福祉計画・障害児福祉計画」「門川町子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする保健福祉関連の計画や、教育、雇用、人権、まちづくりなど関連分野における施策との連携をとりながら推進するものとします。

なお、「門川町障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づくもので、障害福祉サービスなどの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、本町における障がい者施策の推進のための行動指針となります。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

ただし、社会状況の変化や法制度の改正など、また、関連計画などとの整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。



5 障害保健福祉圏域の設定

障がい者の自立及び社会参加を支援する施策の推進に当たっては、市町村が主体的に住民に最も身近な立場で的確にそのニーズを把握し、地域での生活を支えるための支援を行っていくことが基本となります。

また、単独の市町村からなる①市町村域、②複数市町村からなる広域圏域(障害保健福祉圏域)③全区域のそれぞれが機能分担を明確にし、各種サービスを計画的に整備することにより、重層的なネットワークを構築することが必要です。

障害福祉圏域は、市町村圏域だけでは対応困難な各種サービスを地域的な視点から整備することにより、広域的なサービス提供網を築くために複数市町村を含む圏域として設定し、身近な地域で障がいのある人の日常的な相談や、関係機関と適切な連絡調整を図りつつ、障がいのある人の需要に応じた住宅・入所サービスを提供する圏域です。

本町は、日向入郷医療圏域に所属し、圏域内で施設整備にかかわる適正配置や医療施策との連携に配慮し適切な機能分担によるサービス提供体制の構築を図ります。

誰もが身近なところで必要なサービスが受けられるよう、各圏域内に個々の事業や施設をバランスよく配置しつつ、推進していきます。

圏域名	圏域人口	構成市町村
日向入郷医療圏域	85,823人	門川町・日向市・諸塚村・ 椎葉村・美郷町

※圏域人口は、令和2年国勢調査による

6 計画の策定体制

(1) 関係機関・団体との連携協議

計画の策定にあたっては、有識者等で構成する「門川町障害福祉計画等策定委員会」を設置し、庁内関係各課及び国・県等との連携を図りながら、策定についての協議を行いました。

また、本計画は「第6次門川町長期総合計画」をはじめ、関係する各種計画の方向性を踏まえ、策定及び見直しを行ってまいります。

(2) 実態調査の実施

計画を策定するために、住民の皆さまの日常生活の状況や福祉に関する意識、意向などを把握することを目的に、門川町在住の各種障害者手帳所持者（「身体障害者手帳所持者」、「療育手帳所持者」、「精神障害者手帳所持者」、「発達障害者」、「指定難病患者」の方）及び自立支援医療受給者証所持者を対象に実態調査を実施し、計画策定の基礎資料とし、ニーズの把握に努めました。

(3) 本計画における障がい者等の概念

- 『障がい者』とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」をいいます。
[補説]『社会的障壁』とは、同条第2号に規定する「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」をいいます。
- 『難病患者』とは、「難病等に起因する障害があるため継続的に日常生活又は社会生活に著しい支障のある者」をいいます。
- 『発達障害』とは、発達障害者支援法第2条に規定する「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害」をいいます。

7 計画の経緯

本計画の策定に当たり、下記の日程で「門川町障害福祉計画等策定委員会」を開催し、貴重な御意見をいただくとともに、令和6年2月には、パブリックコメントを実施し、町民の意見反映に努めました。



門川町第4期障害者基本計画及び門川町第7期障害福祉計画・門川町第3期障害児福祉計画策定委員会の開催スケジュール

回	期 日	概 要
第1回	令和5年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○委嘱状交付 ○次期計画に向けた概要説明 ○障がい者福祉に関するアンケート調査結果報告について ○今後のスケジュールについて
第2回	令和6年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4期障害者基本計画(案)について ○第7期障害福祉計画(案)・第3期障害児福祉計画(案)について ○第3回策定委員会の日程について
第3回	令和6年2月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○前回策定委員会での指摘事項等について ○パブリックコメントの実施について
パブリック コメント	令和6年2月16日 ～ 令和6年2月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○計画（素案）の閲覧場所 <ul style="list-style-type: none"> ・門川町ホームページ(門川町公式ウェブサイト) ・門川町役場福祉課(本館1階)
第4回	令和6年3月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○パブリックコメントの結果報告について ○障害者計画及び障害福祉計画の最終承認

第2章 障がい者を取り巻く現状

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 門川町の人口・世帯数

住民基本台帳によると、平成30年 18,132 人から令和5年 17,237 人と減少傾向で推移しています。

また、年齢区分別に見た場合、0～14歳は減少しているのに対し、65歳以上のいわゆる高齢者人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進行しています。

【人口推移】

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	18,132	18,007	17,854	17,694	17,412	17,237
0～14歳	2,440	2,408	2,393	2,348	2,276	2,189
15～64歳	9,880	9,711	9,496	9,337	9,172	9,044
65歳以上	5,812	5,888	5,965	6,009	5,964	6,004
高齢化率（％）	32.1%	32.7%	33.4%	34.0%	34.3%	34.8%
世帯数（世帯）	8,145	8,165	8,194	8,203	8,174	8,197
一世帯あたりの人員数（人）	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1

※平成30年は「国勢調査」実績値

※令和5年は「国立社会保障・人口問題研究所」推計値

世帯数の推移をみると、平成30年の8,145世帯から増減を繰り返しながら令和4年の8,174世帯と増加傾向で推移しています。

一方、一世帯あたりの人員数では、平成30年の2.2人から、令和4年には2.1人とほぼ変わらずに推移しています。

2 人口と障がい者数

令和5年4月1日現在の障害者手帳所持者数は、身体障害者手帳所持者 782 人、療育手帳所持者 213 人、精神障害者保健福祉手帳所持者 183 人です。また、令和5年9月末現在の自立支援医療（精神通院医療）は 297 人となっており、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は 1,178 人で 6.83%、自立支援医療は 297 人で 1.72%となっています。

また、平成30年と令和5年の比較では、身体障害者手帳所持者数は減少傾向となりますが、療育手帳所持者および精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しています。

【障がい者の推移：手帳所持人口推移】

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数	1,017	1,000	999	860	839	782
療育手帳所持者数	168	172	184	215	210	213
精神障害者保健福祉所持者数	151	154	162	178	180	183
総人口に占める障害者手帳所持者の割合 (%)	7.4%	7.4%	7.5%	7.1%	7.1%	6.8%

※複数障害者手帳を所持している人がいるため、合計は人数ではなく延べ人数

※各年4月1日現在

【自立支援医療（精神通院医療）受給者数の推移】

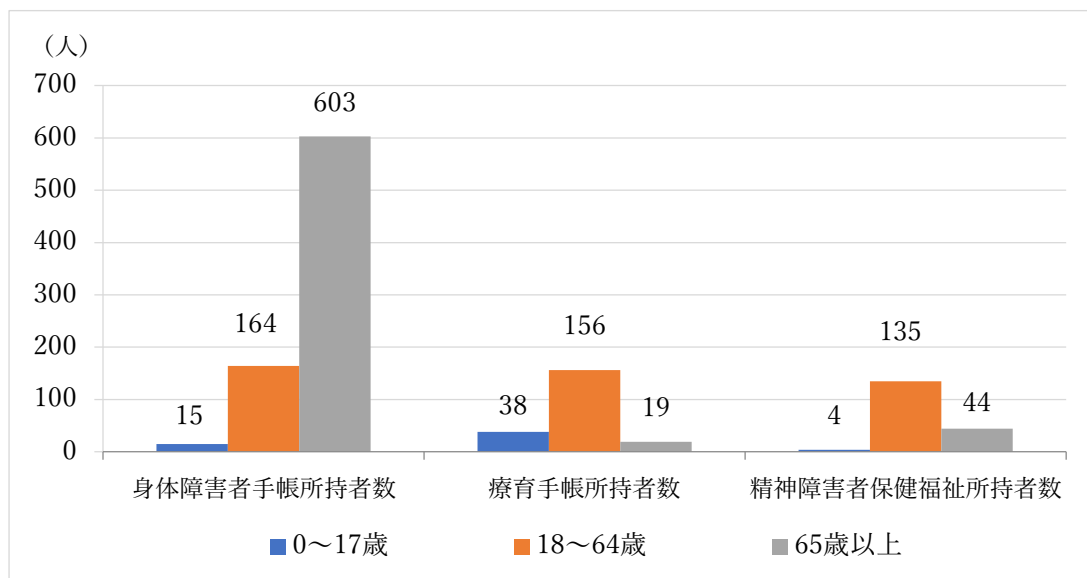
(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	287	276	279	295	296	297

※各年度3月末現在、令和5年度については9月末現在

各種手帳所持者数の推移を年齢別で見ると、身体障害者手帳所持者数は 65 歳以上が多く、療育手帳所持者数と精神障害者保健福祉手帳所持者数は 18～64 歳が多くなっています。

【障がい者の推移：年齢別各種手帳所持者数】



また、障害福祉サービス等利用決定者数を過去5年の推移で見ると、18歳以上も18歳未満もそれぞれ年々増加傾向となっています。

【障害福祉サービス等利用決定者数の推移】

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい者（18歳以上）	193	181	180	183	185	196
障がい児（18歳未満）	40	44	51	52	52	54

※各年度3月末現在

3 身体障がい者（児）の現状

本町の身体障害者手帳所持者数の過去5年の推移で見ると、全体では減少傾向で推移していますが、「1級所持者」のみ令和2年～令和5年は増加しています。

【身体障害者手帳所持者（等級別）の推移】

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	272	272	285	289	296	273
2級	177	178	178	159	149	138
3級	134	128	120	114	106	100
4級	328	319	316	206	200	186
5級	61	60	58	51	49	46
6級	45	43	42	41	39	39
計	1,017	1,000	999	860	839	782

※各年4月1日現在

身体障害者手帳（障がい種別）所持者数をみると、すべての障がい種別において減少傾向で推移しています。

【身体障害者手帳（障がい種別）所持者数の推移】

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	43	45	45	39	37	33
聴覚・平衡機能障がい	84	81	75	82	80	76
音声・言語・そしゃく機能障がい	10	9	10	9	7	7
肢体不自由	501	485	480	441	431	405
内部障がい	379	380	389	289	284	261
計	1,017	1,000	999	860	839	782

※各年4月1日現在

4 知的障がい者（児）の現状

令和5年の療育手帳所持者数の判定別構成割合をみると、「中度」がもっとも多く、次いで「重度」となっています。

【療育手帳所持者（判定別）構成比】

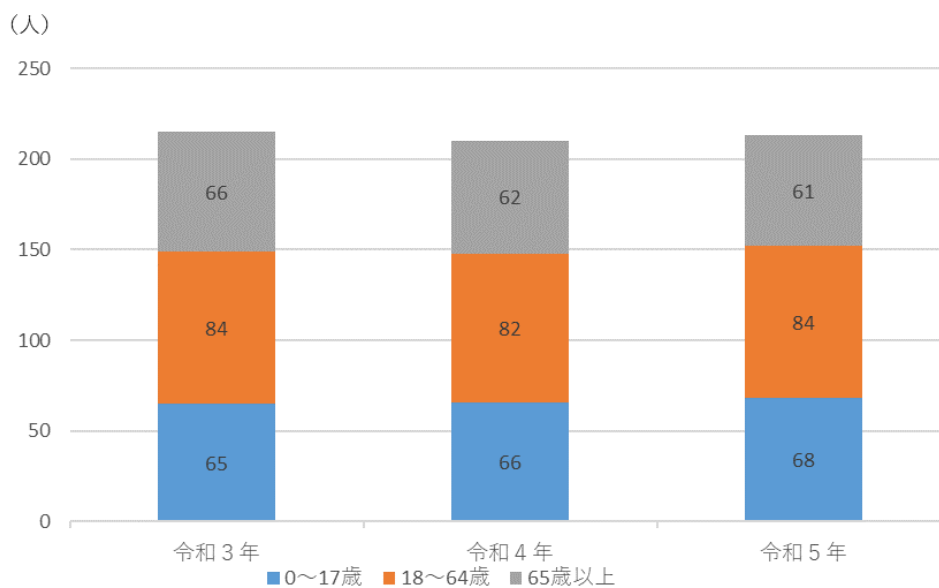
(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A判定(重度)	48	49	51	65	66	68
B-1判定(中度)	67	65	69	84	82	84
B-2判定(軽度)	53	58	64	66	62	61
計	168	172	184	215	210	213

※各年4月1日現在

療育手帳所持者の年齢別推移をみると、「0～17歳」は増加傾向で、「18～64歳」はほぼ横ばい傾向で推移し、「65歳以上」は減少傾向となっています。

【療育手帳所持者（年齢別）推移】



5 精神障がい者（児）の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数を過去5年の推移で見ると、増加傾向で推移しており、等級別にみると「1級」所持者は少なく、「2級」所持者の占める割合が高くなっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者（等級別）数の推移】

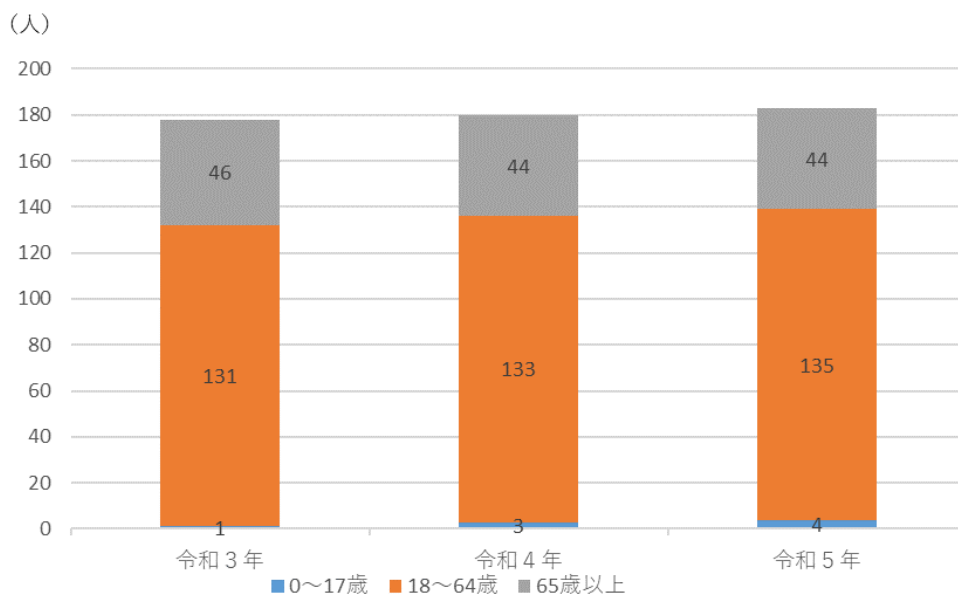
(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	14	13	13	12	13	12
2級	98	105	107	118	116	113
3級	39	36	42	48	51	58
計	151	154	162	178	180	183

※各年4月1日現在

精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別推移をみると、「18～64歳」の手帳所持者の占める割合が高く、次いで「65歳以上」の手帳所持者数も年々その割合が高い傾向になっています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢別）数の推移】



6 難病患者などの状況

原因が不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が定める疾患を「指定難病」(特定疾患)とし、その治療にかかる医療費の一部を公費で負担しています。

現在、本町の指定難病(特定疾患)と小児慢性特定疾病(小児慢性特定疾患)の計が、令和2年度には180人となっており、近年における対象疾病の範囲の拡大が増加の要因と考えられます。

【難病等患者数の推移】

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
指定難病認定者	132	143	152
小児慢性特定疾病認定者	22	27	28

※各年度3月末現在

7 障害支援区分の状況

障害支援区分の認定者数は、平成30年度の123人から令和5年度の131人まで増加傾向で推移しています。区分別の認定者数をみると、令和5年度では「区分6」が40人と最も多く、次いで「区分2」の31人となっています。

※区分は、必要とする支援の度合いが高い順に「区分6」から「区分1」までとなっています。

【「障害支援区分」人数の推移】

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
区分1	5	5	3	1	3	4
区分2	23	19	26	26	25	31
区分3	21	21	22	19	19	21
区分4	21	18	18	18	20	21
区分5	12	13	14	16	16	14
区分6	41	39	40	41	38	40
計	123	115	123	121	121	131

※各年度3月末現在、令和5年度については9月末現在

8 障がい児の現状

本町の障がい児の状況については、平成30年から令和3年までの障がい児入所児童数について障がい児保育入所実施はありませんでしたが、令和4年以降は1名となっています。

【障がい児保育の実施状況（保育所、幼稚園との合算）推移】

(単位：人)

区分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
入所児童数	0	0	0	0	1	1

※各年4月1日現在

また、特別支援学級の児童・生徒数の推移をみると、平成30年以降、大きな増減はありませんが、特別支援学級の小学校児童数は令和5年現在で30人、中学校生徒数は16人が通学しています。

【特別支援学級の児童・生徒数の推移】

(単位：人)

	区分	クラス	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	学級数	知的	4	3	3	3	3	2
		自・情	4	5	5	5	5	4
		弱視	1	1	0	0	0	0
		合計	9	9	8	8	8	6
	児童数	知的	9	9	8	5	5	7
		自・情	16	22	25	28	26	23
		弱視	1	1	0	0	0	0
		合計	26	32	33	33	31	30
中学校	学級数	知的	2	2	1	1	1	1
		自・情	2	2	2	2	3	2
		合計	4	4	3	3	4	3
	生徒数	知的	5	5	6	5	4	1
		自・情	9	5	10	12	17	15
		合計	14	10	16	17	21	16

※自・情=発達障がい

※各年4月1日現在

さらに令和5年5月1日現在、特別支援学校「しろやま特別支援学校」へ通学している児童・生徒数は21人、「ひまわり特別支援学校」へ通学している児童・生徒は6人となっています。

【特別支援学校等への通学者の推移】

(単位：人)

区分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
しろやま特別支援学校	18	17	23	21	21
ひまわり特別支援学校	6	5	7	7	6

※各年5月1日現在

9 経済的支援の状況

精神通院医療受給者数の過去5年の推移をみると、増加傾向で推移しています。

また、重度心身障がい者医療受給者数の推移は減少傾向で推移し、精神障がい者医療においては、増加傾向となっています。

【精神通院医療受給者数の推移】

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	287	276	279	295	296	297

※各年度3月末現在、令和5年度については9月末現在

【福祉医療費助成対象者数の推移】

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度心身障がい者医療	452	465	465	423	417	413
精神障がい者医療	287	276	279	295	296	297

※各年度3月末現在、令和5年度については9月末現在

育成医療・更生医療の受給者数を過去5年の推移をみると、育成医療の受給者は令和元年度以降ほぼ横ばいで推移し、更生医療の受給者は減少傾向となっています。

【育成医療・更生医療の受給者数の推移】

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
育成医療	10	5	1	0	2	2
更生医療	131	126	78	74	75	70

※各年度3月末現在、令和5年度については9月末現在

10 障がい者施設の状況

障がい者が現在利用している障がい者支援施設、障がい者就労支援事業所は以下のとおりです。

【障がい者（受入）支援施設・障がい者就労支援事業所一覧】

	施設名	所在
障がい者支援施設	障害者支援施設 宮崎リハビリテーションセンター	宮崎市清武町木原字勢田5719番地2
	あすなろの里	宮崎市山崎町浜川6番地
	知的障害者総合福祉施設 向陽の里	東諸県郡国富町大字本庄1407番地
	障害者支援施設 あゆみの里	児湯郡新富町大字上富田4726-1
	障害者支援施設 白浜学園	日向市財光寺1565番地2
	障害者支援施設 しおみの里	日向市大字塩見8026番地
	障害者支援施設 あかつき学園	日向市大字塩見15153-1
	障害者支援施設 はまゆう園	延岡市北方町角田丑1369番地35
	障害児・者支援施設 ひかり学園	延岡市櫛津町3427-4
障がい者就労支援事業所	障害者支援施設 もみじの里	延岡市無鹿町1丁目2031番地4
	悠々工房	門川町
	キャッチボール	
	浩洋ワーキングクラブ	
	H R C plus	日向市
	エアフォルク	
	りんどう	
	絹の道	
	クリーンサービスひだまり	
	とうきゅう農園	
	日向共働社	
	福丸縁	
	中心の里作業所	
	第二白浜学園	
	風舎	延岡市
	めだかハウス日向	
グッドライフパートナー延岡		
ひかり学園		
カンナ工房	大分県別府市	
めだかハウス延岡		
星座オリオン		

※令和5年3月末現在

11 アンケート調査結果（概要）と課題

（1）調査の概要

① 調査の目的

本調査は、障害者基本法に基づく「門川町第4期障害者基本計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「門川町第7期障害福祉計画・門川町第3期障害児福祉計画」策定のため、町内の障がい者・児の生活実態やサービス利用状況を十分に把握し、必要な目標量を定めるとともに、その実現のための施策を体系的に検討し、取りまとめることを目的として行いました。

② 調査の実施要領

・ 調査時期

令和4年12月に調査を実施しました。

・ 調査対象者及び調査方法

1 障がいのある人

調査対象者：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を持っている人

調査人数：1,144人

2 住民意識調査

調査対象者：門川町在住の町民

調査人数：1,000人

両調査ともに、プライバシー保護のために無記名方式により実施しました。調査方法は郵送方式により、郵送配布・郵送回収としました。

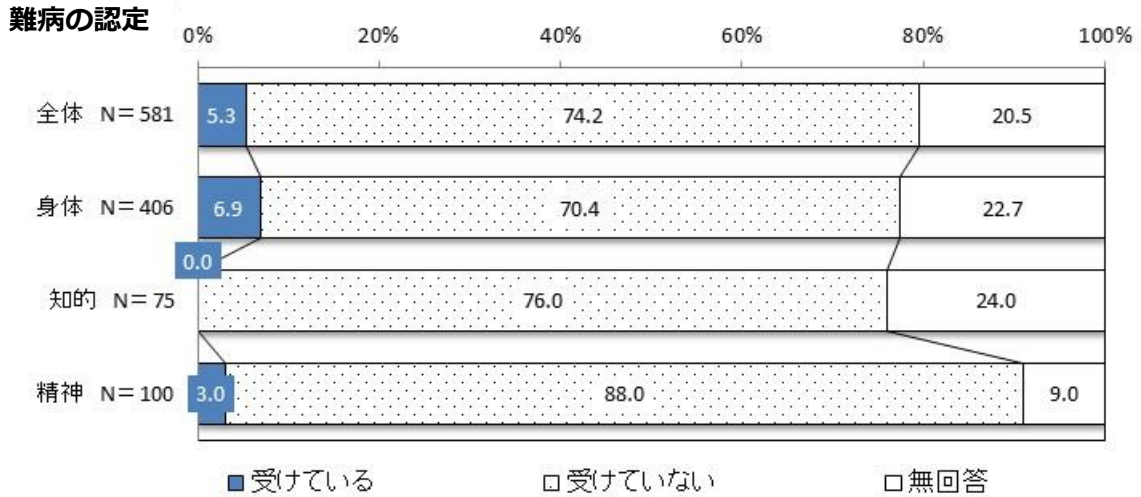
調査の種類	配布数	回収数	回収率
身体障害者手帳を持っている人	801人	406人	50.7%
療育手帳を持っている人	174人	75人	43.1%
精神障害者保健福祉手帳を持っている人	169人	100人	59.2%
住民意識調査	1,000人	396人	39.6%

③ 配布数・回収数

(2) 調査結果(概要)～障害者手帳を持っている人

① 難病(指定難病)の認定を受けていますか。(〇は1つ)

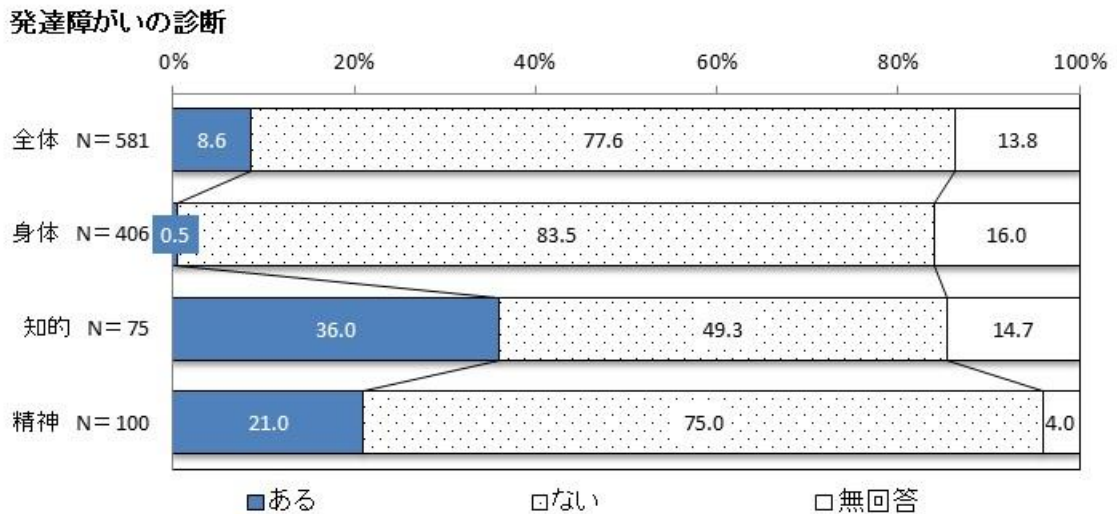
全体では、「受けていない」の割合が74.2%、「受けている」5.3%となっています。



② 発達障がいと診断されたことがありますか。(〇は1つ)

全体では、「ない」の割合が77.6%、「ある」が8.6%となっています。

「ある」の割合は、身体障害者手帳を持っている人では0.5%、療育手帳を持っている人では36.0%、精神障害者保健福祉手帳を持っている人では21.0%となっています。



③ 高次脳機能障がいとして診断されたことがありますか。(〇は1つ)

全体では、「ない」の割合が81.9%、「ある」の割合が3.1%となっています。

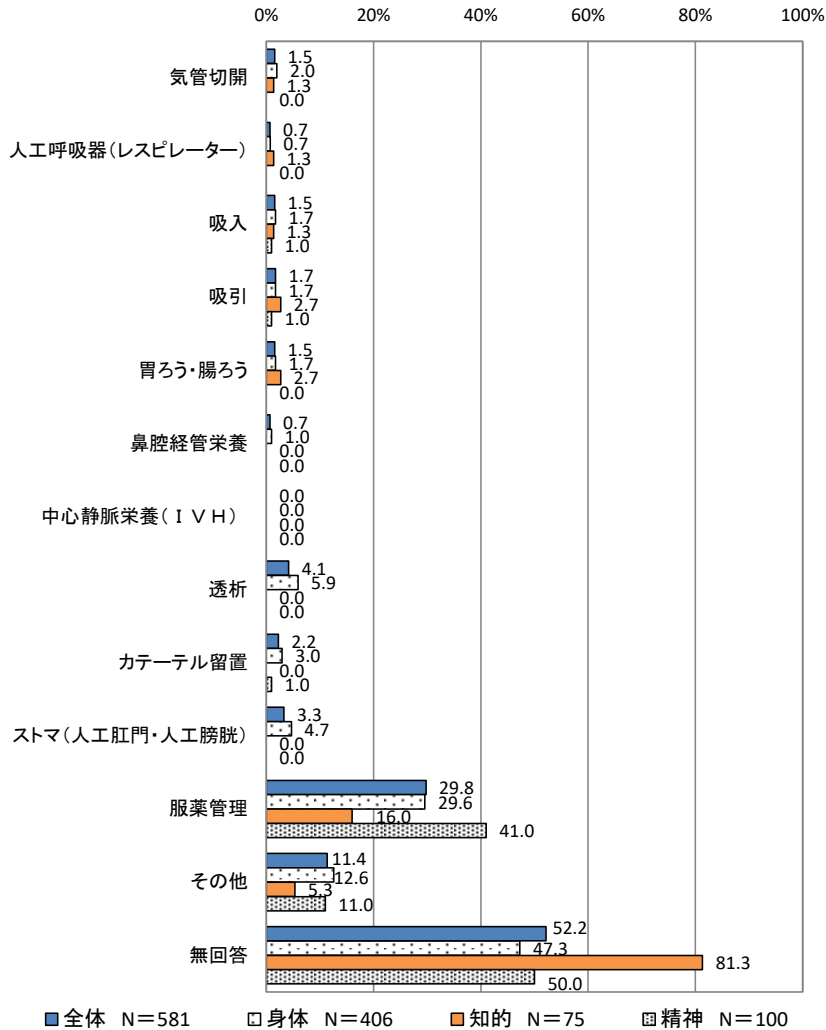
高次脳機能障がいの診断



④ 現在受けている医療的ケアをご回答ください。(あてはまるものすべてに〇)

全体では、「服薬管理」の割合が最も高く29.8%、「その他」11.4%と他は以下のとおりとなっています。「その他」の内容は、ペースメーカー、点滴などがありました。

現在受けている医療的ケア(複数回答)

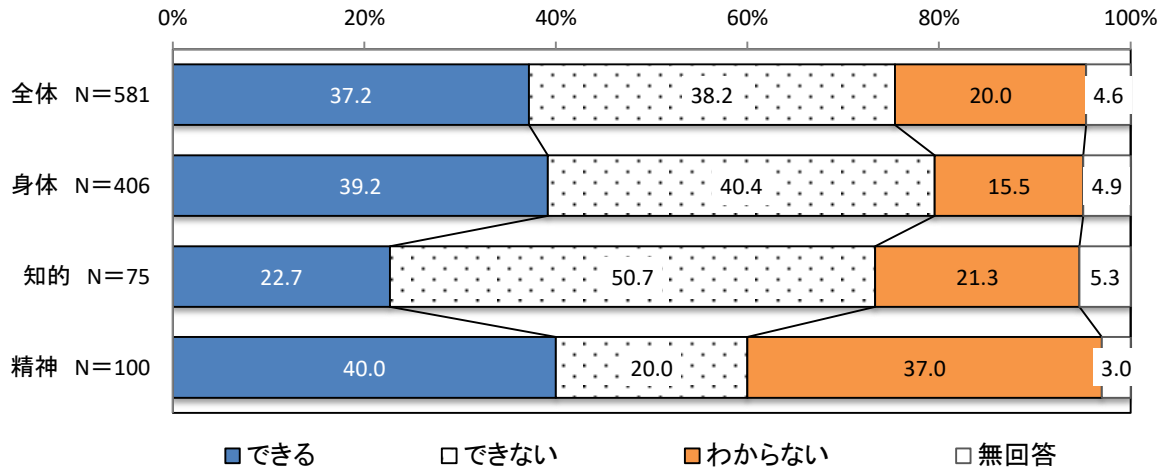


⑤ 火事や津波、地震等の災害時に一人で避難できますか。(〇は1つ)

全体では、「できない」の割合が38.2%と最も高く、「できる」37.2%、「わからない」20.0%となっています。

「できない」は療育手帳を持っている人において特に高率となっています。

災害時の一人での避難

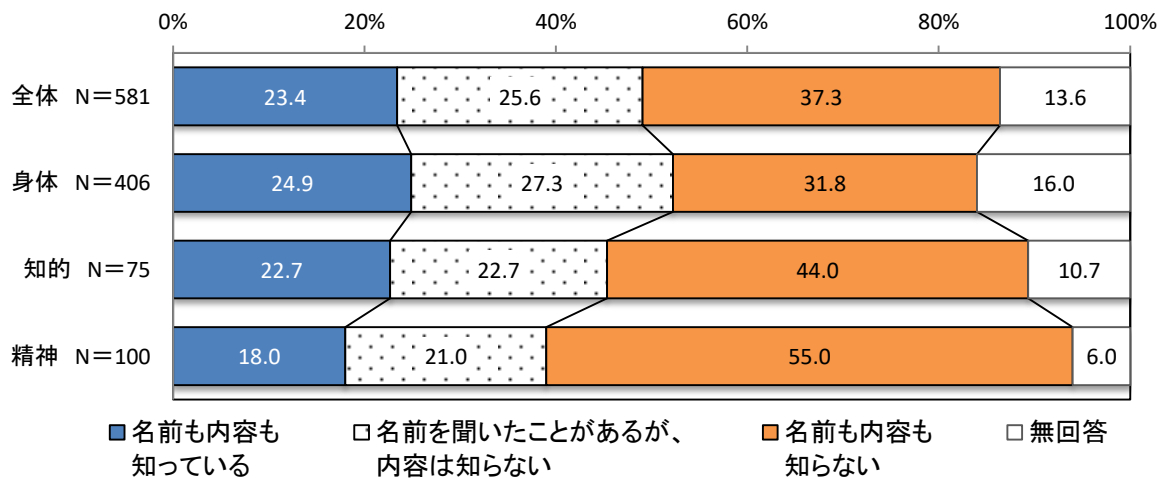


⑥ 成年後見制度についてご存じですか。(〇は1つ)

全体では、「名前も内容も知らない」の割合が37.3%と最も高く、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」25.6%、「名前も内容も知っている」23.4%となっています。

精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「名前も内容も知らない」が特に高率となっています。

成年後見制度について

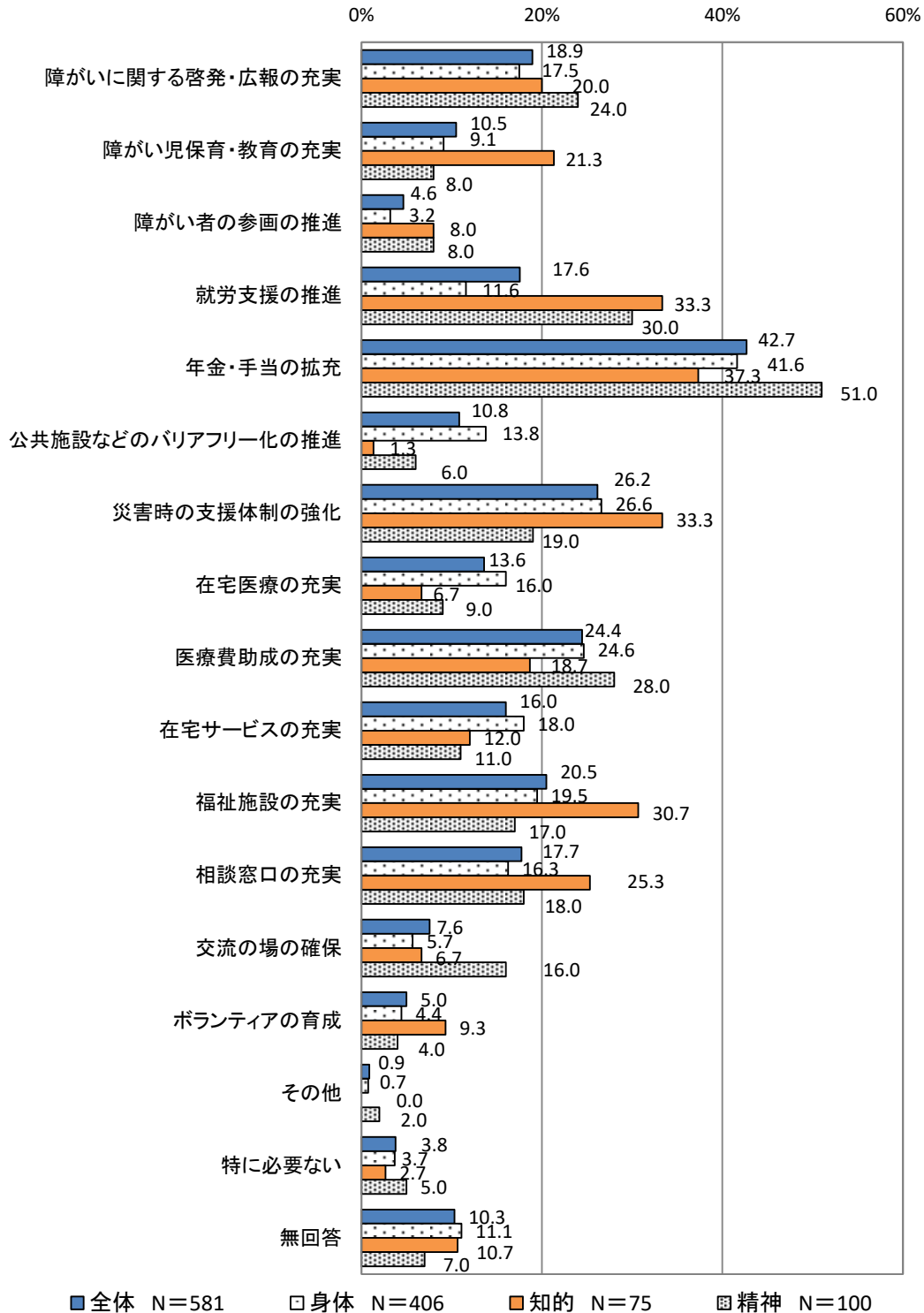


⑦ 門川町内に居住され、障がいや病気のある方が安心して暮らせる福祉のまちづくりの推進に向けて何が必要ですか。(主なもの3つまで〇)

全体では、「年金・手当の拡充」の割合が42.7%と最も高く、「災害時の支援体制の強化」26.2%、「医療費助成の充実」24.4%と他は以下のとおりとなっています。

療育手帳を持っている人と精神障害者保健福祉手帳を持っている人では「就労支援の推進」でも高率となっています。

福祉のまちづくりの推進に向けて必要なもの(複数回答)

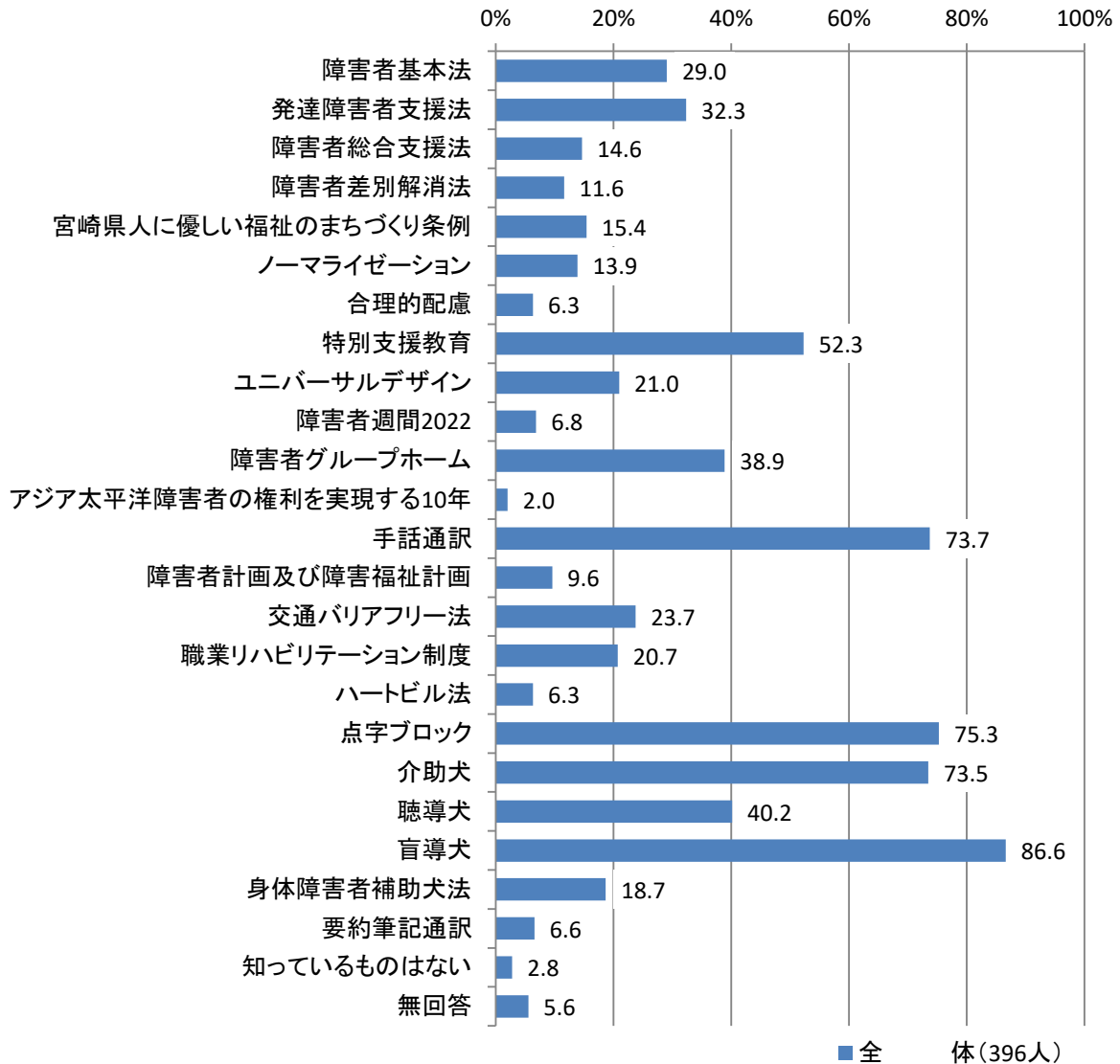


(3) 調査結果 (概要) ～一般住民調査

① 障がい者福祉に関する言葉を知っていますか。(知っているものすべてに○)

全体で、「盲導犬」の割合が86.6%と最も高く、次いで「点字ブロック」75.3%、「手話通訳」73.7%、「介助犬」73.5%、「特別支援教育」52.3%と他は以下のとおりとなっています。

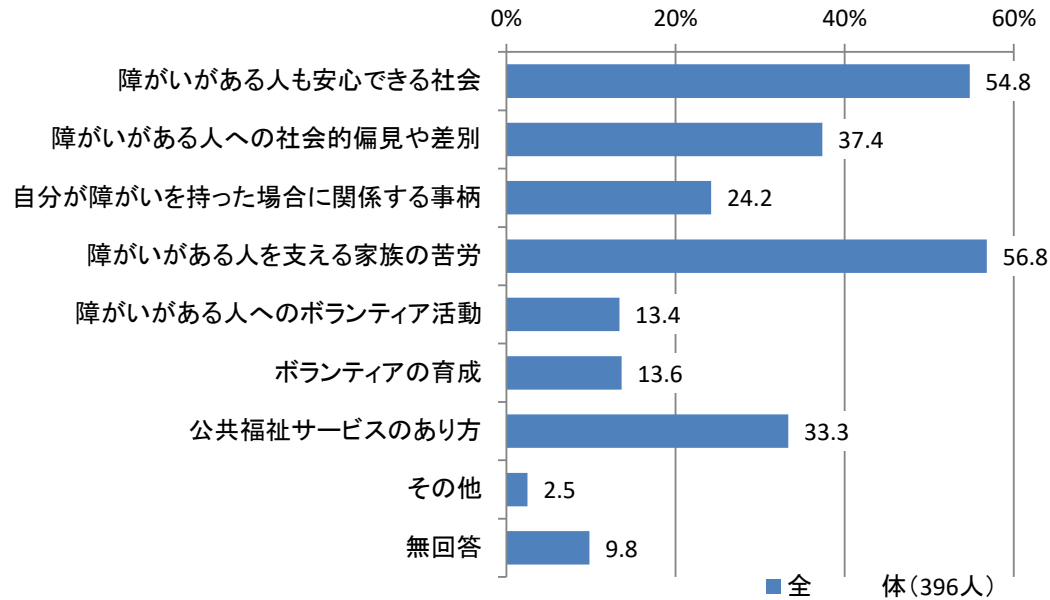
障がい者福祉に関する言葉で知っているもの(複数回答)



② 障がい者に関する課題や認識について考えたことがありますか。
(あてはまるものすべてに○)

全体で、「障がいがある人を支える家族の苦勞」の割合が56.8%と最も高く、次いで「障がいがある人も安心できる社会」54.8%、「障がいがある人への社会的偏見や差別」37.4%、「公共福祉サービスのあり方」33.3%と他は以下のとおりとなっています。

障がい者に関する課題や認識について考えたこと(複数回答)



【年代別 障がい者に関する課題や認識について考えたこと】

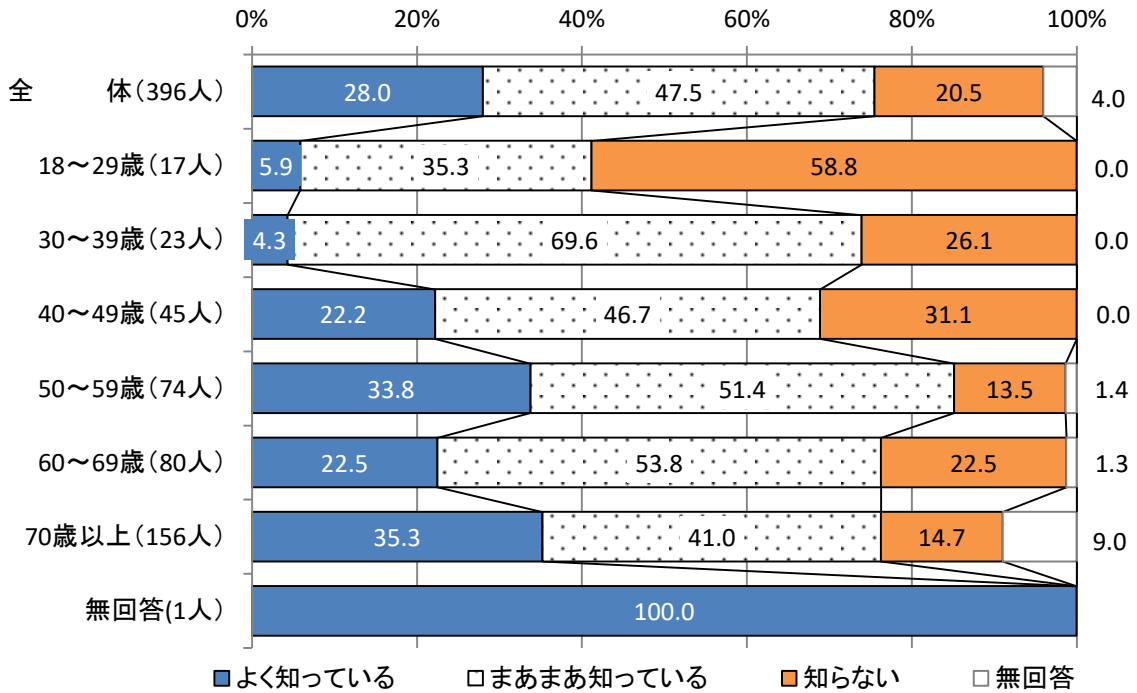
(単位%)

	全 体 (396人)	18～29歳 (17人)	30～39歳 (23人)	40～49歳 (45人)	50～59歳 (74人)	60～69歳 (80人)	70歳以上 (156人)	無回答 (1人)
障がいがある人も安心できる社会	54.8	47.1	47.8	48.9	54.1	56.3	58.3	0.0
障がいがある人への社会的偏見や差別	37.4	35.3	39.1	35.6	45.9	37.5	34.0	0.0
自分が障がいを持った場合に関係する事柄	24.2	23.5	17.4	20.0	24.3	33.8	21.8	0.0
障がいがある人を支える家族の苦勞	56.8	29.4	52.2	60.0	63.5	58.8	55.1	100.0
障がいがある人へのボランティア活動	13.4	11.8	13.0	6.7	13.5	15.0	14.1	100.0
ボランティアの育成	13.6	5.9	8.7	8.9	20.3	16.3	12.2	0.0
公共福祉サービスのあり方	33.3	23.5	30.4	40.0	31.1	41.3	30.1	0.0
その他	2.5	5.9	0.0	6.7	2.7	2.5	1.3	0.0
無回答	9.8	17.6	8.7	4.4	5.4	6.3	14.7	0.0

③ 門川町社会福祉協議会を知っていますか。(1つに○)

全体で、「まあまあ知っている」の割合が47.5%、「よく知っている」28.0%、「知らない」20.5%となっています。18～29歳で「知らない」が特に高率となっています。

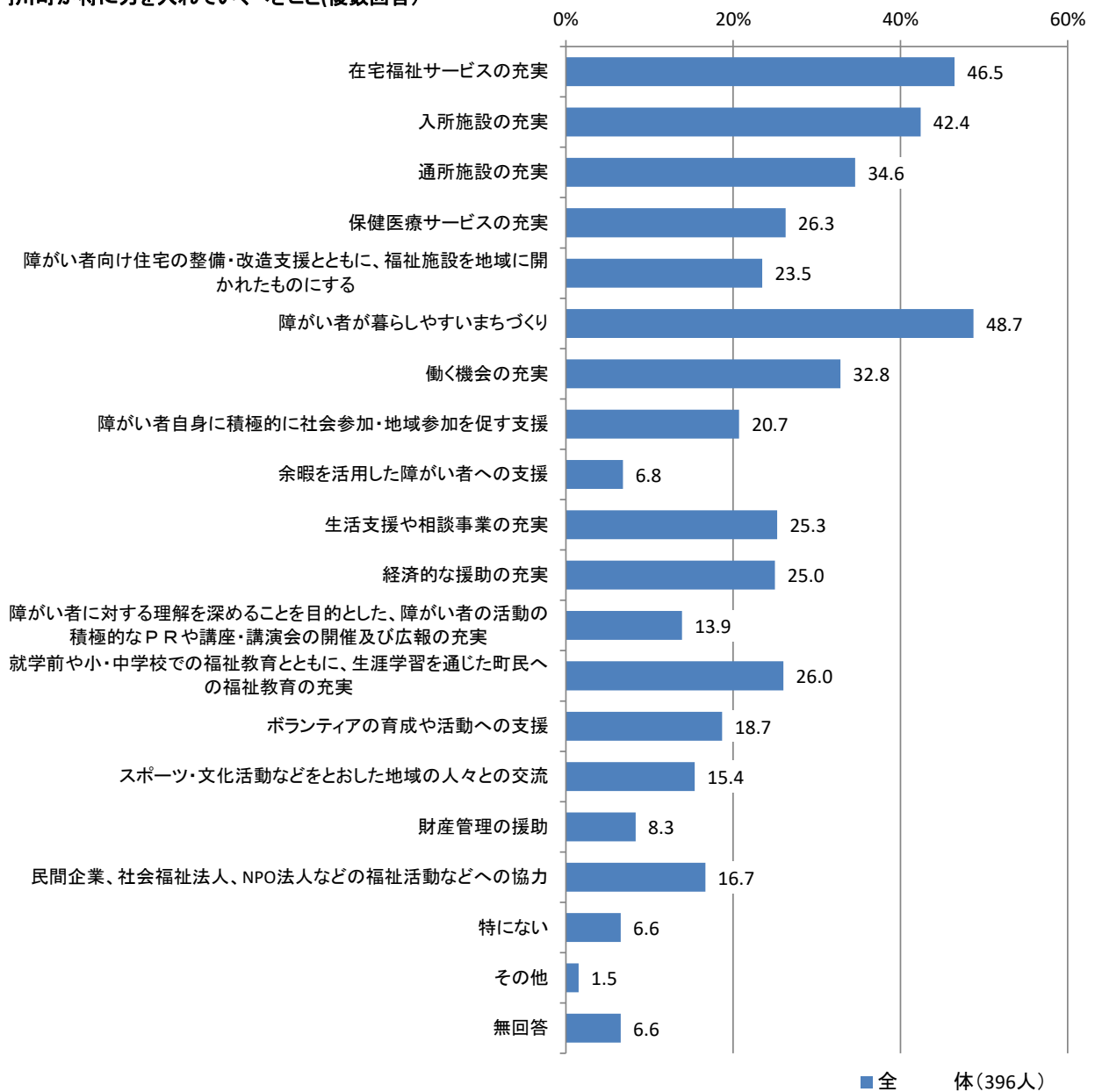
門川町社会福祉協議会の認知度



④ 今後、門川町が障がい者への理解を深めていくことや、障がい者福祉施策を推進していくために、特に力を入れていくべきことは何だとお考えですか。
(あてはまるものすべてに○)

全体で、「障がい者が暮らしやすいまちづくり」の割合が**48.7%**と最も高く、「在宅福祉サービスの充実」**46.5%**、「入所施設の充実」**42.4%**、「通所施設の充実」**34.6%**、「働く機会の充実」**32.8%**、「保健医療サービスの充実」**26.3%**、「就学前や小・中学校での福祉教育とともに、生涯学習を通じた町民への福祉教育の充実」**26.0%**と他は以下のとおりとなっています。

門川町が特に力を入れていくべきこと(複数回答)



第 3 章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がい者施策に関する制度上の見直しが進み、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しつつある中、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、できる限り住み慣れた地域で自立して暮らすことのできる場と環境の整備が求められています。

「障害者基本法」に基づき、国においては「第5次障害者基本計画(令和5年度～令和9年度)」において、「共生社会の実現」を目指し施策の基本的な方向を定め推進しています。このような「共生社会」の実現に向け、障がいのある人の活動を制限し社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために、障がいのある人たち一人ひとりが抱える困難さを解消する多様な支援の充実に努め、安全で安心な暮らしができる福祉のまちをめざすことが大切です。

本町においても、これまで「ノーマライゼーション※¹」と「リハビリテーション※²」の理念を継承し、障がいの有無に関わらずすべての町民が互いに人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う「完全参加と平等」の具現化をめざし、障がい者施策の推進を図ってきました。

本計画は、前計画「第3期障害者基本計画」の基本理念で掲げた【障がいの有無を問わず、お互いを尊重し、一人ひとりが安心して暮らし続けられる共生のまち かどがわ】を継承し、これからも今後の障がい者福祉を推進します。

◆基本理念◆

～ 障がいの有無を問わず、お互いを尊重し、
一人ひとりが安心して暮らし続けられる
共生のまち かどがわ ～

※1 ノーマライゼーション

障がい者や高齢者といった社会的な弱者に対して特別視せず、誰もが社会の一員であるといった捉え方。社会的弱者に変化を求めるのではなく、社会のあり方そのものを変えることで、社会的弱者が生きがいを見つけ、役割を担っていける社会をつくりあげる必要があるという発想。

※2 リハビリテーション

人権の視点に立って障がい者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。

2 前計画の施策・事業実施評価一覧（進捗状況評価）

「門川町第3期障害者基本計画」において掲げた施策・事業について進捗状況評価を実施しました。実施状況は次のとおりです。

【施策進捗状況評価の設定について】

「門川町第3期障害者基本計画」の達成・進捗状況を確認するため、施策ごとに令和5年9月現在の実情を基に、各事業の担当課へ施策の達成状況の確認を行いました。

事業達成度は、「A」達成（8割以上の達成）、「B」概ね達成（概ね5割以上の達成）、「C」未達成（5割未満の達成）、「D」未着手（達成状況が正確に確認できない）の4段階評価とし、各推進施策と事業について評価を実施しました。

さらに、下表のとおり現状と今後の方向性を類別し評価一覧にしています。

達成度	今後の方向性
A（達成）	充実（もしくは）新規充実
B（概ね達成）	継続・拡充
C（未達成）	改善・見直し
D（未着手）	検討（もしくは）廃止

第3章 計画の基本的な考え方

施策の基本目標	施策の柱	具体的取り組み	担当課	前回評価	施策評価				
					達成	横ばい	未達成	未着手	
(1) 障がい者への理解の促進と地域福祉の推進	①啓発活動や福祉教育・権教育の推進	ア 障がい者に関することや障がい者施策に関する効果的な情報提供	福祉課	B	A	B	C	D	
		イ 「障害者週間」やセミナーなどを通じた啓発活動の推進	福祉課	B	A	B	C	D	
		ウ 福祉教育の推進	教育課	A	A	B	C	D	
	②町民相互の交流活動の促進	ア 障がい者との交流機会の充実	福祉課	A	A	B	C	D	
		イ 多様なボランティア活動の推進	福祉課	A	A	B	C	D	
	③地域福祉の推進	ア 推進体制の強化・充実	福祉課	A	A	B	C	D	
		イ 民間福祉活動の促進	福祉課	A	A	B	C	D	
	(2) 障がい者の自立生活と健康づくりの支援の充実	①保健・医療の充実	ア 障がいの発生予防と早期発見	健康長寿課	A	A	B	C	D
			イ 障がい者に対する医療サービスの充実	健康長寿課	B	A	B	C	D
②障害福祉サービスの充実		ア 訪問系サービスの充実	福祉課	B	A	B	C	D	
		イ 日中活動系サービスの充実	福祉課	A	A	B	C	D	
		ウ 居宅系サービスの充実	福祉課	A	A	B	C	D	
		エ 地域生活支援の推進	福祉課	B	A	B	C	D	
		オ 相談支援の充実	福祉課	A	A	B	C	D	
		カ ケアマネジメント機能の充実	福祉課	A	A	B	C	D	
		キ 人的資源の育成・確保	福祉課	A	A	B	C	D	
		ク 施設から一般就労への移行支援	福祉課	B	A	B	C	D	
(3) 生きる力の育成と生きがいづくりの推進	①生涯学習等自己表現や社会参加の機会の充実	ア 生涯学習の促進	教育課	B	A	B	C	D	
		イ スポーツ・レクリエーションの促進	福祉課	A	A	B	C	D	
		ウ 障がい者団体の自主的な文化・学習活動やスポーツ・レクリエーション活動の支援の促進	福祉課	A	A	B	C	D	
	②就労支援と雇用機会の拡充	イ 障がい者の雇用の促進	福祉課	B	A	B	C	D	
			総務課	A	B	C	D		
(4) 障がい児の発達支援	①障がい児保育・教育の充実	ア 障がい児保育の充実	福祉課	A	A	B	C	D	
		イ 障がい児教育の充実	福祉課	A	A	B	C	D	
		ウ 教職員の資質・指導力の向上	教育課	B	A	B	C	D	
		エ 発達段階に応じた相談支援体制の整備	福祉課	B	A	B	C	D	
	②学習情報提供・相談体制の充実	ア 学習相談体制の充実	教育課	A	A	B	C	D	
		イ 教育環境の整備	教育課	B	A	B	C	D	
	③就学前教育・義務教育の充実	ア 特別支援教育の充実	教育課	A	A	B	C	D	
		イ 安全教育の推進	教育課	B	A	B	C	D	
	④障がい児福祉の推進	ア 早期療育支援体制の整備	福祉課	新規	A	B	C	D	
		イ 医療的ケア児への支援	健康長寿課	新規	A	B	C	D	
	(5) 障がい者への相談・情報提供体制の充実	①相談体制の充実	ア 庁内窓口サービスの充実	福祉課	A	A	B	C	D
			イ 総合的な相談ネットワークの構築	福祉課	A	A	B	C	D
ウ 各種相談員活動の充実			福祉課	A	A	B	C	D	
エ 家族支援			福祉課	新規	A	B	C	D	
②人権・権利擁護の推進		ア 虐待防止など人権に関する啓発の推進	福祉課	A	A	B	C	D	
			総務課	A	A	B	C	D	
		イ 虐待等への的確な対応のための体制整備	福祉課	B	A	B	C	D	
③情報提供の充実		ウ 日常生活自立支援事業の体制整備	福祉課	A	A	B	C	D	
		ア 障がいの特性に配慮ある情報の提供	福祉課	B	A	B	C	D	
		イ 情報バリアフリー化の推進	福祉課	B	A	B	C	D	
(6) 安全・安心の生活環境づくり		①安全・安心の生活環境づくり	ア 人にやさしいまちづくりの推進	福祉課	B	A	B	C	D
			イ 移動支援の充実	福祉課	A	A	B	C	D
	②障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進	ア 地域単位での防災体制づくりの推進	総務課	A	A	B	C	D	
		イ 防災知識・情報の提供	総務課	B	A	B	C	D	

3 横断的な視点（基本的視点）

基本理念の実現に向け、計画期間の5年間で実現すべきこととして次の3つの項目を本計画の横断的な視点（基本的視点）として、前計画で定められた方向性を継承し、さらに前計画の施策推進状況を検討・評価した結果を踏まえて本計画において総合的に施策を推進します。

視点1

一人ひとりの生涯を通じた一貫した支援体制の構築・充実

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、高次脳機能障がい、難病などの障がいのある人がライフステージに即して安心して生活を送ることができるように、乳幼児期から学齢期、成年期、高齢期までの一貫した支援が必要です。

また、多様なニーズを持った障がい者や家族などが利用しやすい相談ネットワークの構築などによる総合的なサービスの整備を図る必要があります。

視点2

地域での自立生活を可能とする基盤整備・仕組みづくり

障がいのある人が、地域社会において自立した生活ができるよう、バリアフリー化の推進や防災対策の充実が必要です。

また、個々の障がい特性に配慮した、就労支援や多様な就業機会の確保など、地域住民、企業、行政などの協働による地域での生活を支援する仕組みづくりが必要です。

視点3

その人らしさを尊重する権利擁護・社会参加の活性化

障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、障がいの有無にかかわらず、相互に権利を尊重し、社会の一員として支え合う地域づくりが必要です。

また、障がいのある人が気軽にスポーツやレクリエーション活動、芸術・文化・余暇活動などを楽しめるような環境の整備が望まれており、当事者の活動や活動を支援するNPO、ボランティアなどの活動に対する支援への取り組みの充実により、障がいのある人の社会参加の活発化がこれからも必要です。

4 本計画の施策の柱（基本目標）

基本理念の実現に向け、前計画で定められた方向性を継承しつつ、本計画の推進期間で実現すべきこととして、次の8つを本計画の施策の柱（基本目標）として総合的に推進します。

基本理念	施策の柱
共 一 障 生 人 が の ひ い ま と の ち り 有 が 無 か 安 を ど 心 問 が し わ わ て ず 暮 ら お し 互 続 い け を ら る 尊 れ 重 る し 、	1 障がいや障がいのある人への理解促進と共生
	2 生活支援の充実
	3 生活環境の充実
	4 教育・育成環境の充実
	5 切れ目のないサービス基盤の整備（保健・医療の充実）
	6 生きる力の育成と生きがいづくりの推進
	7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
	8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

（1）障がいや障がいのある人への理解促進と共生

障がいのある人もない人も共に生きていく社会にしていくためには、すべての人が障がいについての正しい知識と理解を深め、社会のあらゆる場面において障がいを理由とする差別の解消が進められるよう、地方公共団体、障がい者団体等の様々な主体の取り組みとの連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開しなければなりません。事業者や町民の理解のもと、環境の整備に係る取り組みを含め障がい者差別の解消に向けた取り組みを幅広く実施することにより、実効性ある施行を図ります。

さらに、障害者虐待の防止、障害のある人の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という）等の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取り組みを国・県の推進体制に併せ推進することが重要です。

本町では、障がいのある人の各種援護制度等について、手帳を新たに取得した人に対し援護一覧を配付し、受けることのできるサービスの説明をするなど、啓発・広報活動に取り組んでいます。今後は、障がい者理解のための啓発をさらに進めていくとともに、「障害者基本法」に定められた障がい者週間（毎年12月3日から9日まで）における各種行事を中心に、住民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動の実施や、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について町民の理解を深め、誰もが障がいのある人へ自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー※」の推進を図ります。

※ 心のバリアフリー：障がいやハンディキャップに対し理解を深めることで、障がいのある人や高齢者も、健常者と同じように社会活動に参加しやすくなります。様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことで、共生社会の実現を目指すものです。

（2）生活支援の充実

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、日常生活における様々な相談や悩みを気軽に相談でき、必要な支援の情報等の提供を行ってくれるような相談支援体制づくりが重要です。気軽に相談できる身近な相談支援体制は、障がい者施策のなかでも重要な施策のひとつであると考えます。障がいのある人の悩みや、必要とするニーズも複雑化・多様化し、それに対応しきれぬ相談支援体制基盤の強化・連携を図る必要があります。

本町では、福祉課において障がいのある人の相談業務に当たるとともに、相談支援事業所、地域活動支援センターと利用契約を締結し、住民が不安なく障害福祉サービスが利用できるよう、相談支援事業の実施により相談支援専門員がサービス利用に向けてケアマネジメントを行っています。

また、障害福祉サービス利用の際、必要となるサービスの検討や申請及び障害福祉サービス事業所との調整やサービス等利用計画等の書類作成については、これからも相談にあった事例等に対応し、身近なところで気軽に相談できる窓口及び専門的な相談ができる体制が必要です。多様化するニーズに対応するためにも、関係機関と連携のもと窓口機能の役割分担の明確化と円滑な業務の遂行に向けた体制の構築、確保推進を図ります。

（3）安全・安心な生活環境の充実

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、災害時において情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。

東日本大地震や熊本地震、そして2024年1月に発生した能登半島地震など地震災害や近年の頻発する台風災害などの発生を契機に、防災への関心が高まり、障がいのある人が安心して日常生活を送るための総合的な防災対策を講じるとともに、災害時の救出・救護体制を確立する必要があります。（①地域ぐるみの防災体制の整備）や、（②社会的弱者を狙った悪質な犯罪が多発しているなかでの地域ぐるみの防犯体制の整備）において、障がいのある人もない人も誰もが

地域の一員として共に助け合い支え合うまちづくりに向けた取り組みが重要であり、取り組みに向けた整備を促進します。

さらに、障がいのある人が住み慣れた地域の中で快適に生活ができるように、公共的な建物や道路などの生活環境面のバリアフリー化を促進するとともに、障がいのある人が地域の中で安心して日常生活を送り、社会参加を果たしていくためには、暮らしやすい生活環境が整備されることが不可欠であり、これからも住宅・公共施設や道路などのバリアフリー化を積極的に推進します。

(4) 教育・育成環境の充実

障がいのあるこどもについては、その能力や可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの障がいの状態等などに応じきめ細かな教育を行う必要があります。

また、本町が実施したノーマライゼーションについての周知度の調査では、13.9%しか知らないとの結果が出ています。このような結果からも、ノーマライゼーションの理念では、障がいの有無に関わらずできる限り共に教育を受けることが必要であり、一人ひとりが相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が合理的配慮※¹を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じかつその特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない児童・生徒と共に受けることのできるインクルーシブ教育システム※²の推進を行う必要があります。

また、障がいの重度化や複雑化、多様化により、それぞれの障がいの状況や程度に応じたきめ細かな教育指導体制や専門性の高い教育が求められており、教職員の資質向上に加え関係機関と連携のもと支援体制を充実することが必要です。障がいのある幼児・児童・生徒に対する適切な支援を行うことができるよう、環境の整備を図るとともに合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。

さらに、学校卒業後も含め生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進します。

※1 合理的配慮：障がいのある人が日常生活や社会生活をおくる上での困難さを、周りからのサポートや環境の調整によって軽減するための配慮のこと

※2 インクルーシブ教育システム：平成18年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約」において初めて提唱された概念で、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みであり、障がいのある人が教育制度一般から排除されないシステムのこと

(5) 切れ目のないサービス基盤の整備（保健・医療の充実）

脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障がいの原因となりやすく、疾病予防としての日頃の健康づくりはとても重要なことです。

さらに、生活習慣病の増加が問題となっている現代では、壮年期以降の疾病による障がいの発生も多いことから、これらの疾病予防対策がさらに重要になってきています。

また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療※が重要な役割を果たしており、体制を整備する必要があります。今後高齢化がさらに進行するなかで、障がいのある人の高齢化や重度化も予想されることから、誰もが心身ともに健やかに暮らせるよう健康づくりを推進するとともに、保健・医療サービスの充実を図ります。

これからも障がいのある人やこどもの地域生活を支えるためには、一人ひとりの障がいに応じた生活支援体制の整備や、保健・医療・福祉サービスの量的・質的な充実を図ります。

※ リハビリテーション医療：病態の診断と治療を軸とした「救命する、治す」医療と並行して行う、「生活に戻る」ための医療概念。具体的にはリハビリテーション科医師が診察し、理学療法士、作業療法士が病気によって生じた機能障害等を医学的・科学的な知見に基づいて計画を立て、日常生活に戻り、家庭での役割を担い、社会参加を支援していく医療のこと

(6) 生きる力の育成と生きがいづくりの推進

障がいのある人の社会生活を支援するうえで、就労の持つ意味は極めて重要です。しかし、経済的環境が依然厳しい中で、障がいのある人の就業は思うように進んでいないのが実情です。国においては、平成30（2018）年4月から法定雇用率の算定基礎に精神障がいのある人が含まれるようになり、障がいのある人の就業促進への取り組みが一層重要になっています。

法定雇用率に達していない企業への働きかけや障がいのある人の適性と能力に応じた、可能な限り働きやすい環境の確保、職場における障がいに対する理解の促進を図ります。

さらに、これからも、就労や生産活動の機会を提供し、生産活動に係る知識及び能力の向上を図るため、就労継続支援事業を行う施設の拡充や、障がいのある人の働く場の確保に努め、様々な場において仕事ができるよう、障がいの特性に応じた多様な就業機会の確保など、多角的に就労の支援を充実させていきます。

(7) 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

障がいのある人の望む暮らしを実現できるよう、自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制が必要です。

また、障がいのある人の地域移行を推進し、障がいのある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取り組みを進め、障がいの有無にかかわらず

住民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ることが求められています。

このようなことから、障がいのある人及び障がいのあるこどもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障がいのあるこどもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉人材の育成・確保等に努めます。

(8) 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

情報を取得する権利は、すべての人が享有する基本的人権として保障されるものです。

情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がいのある人が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

アクセシビリティとは、国の第三次障害者基本計画中における新しい概念であり、施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのことを指します。障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進します。

5 施策の体系

基本理念	施策の柱	主要施策
障がいの有無を問わず、お互いを尊重し、一人ひとりが安心して暮らすこと、共生のまちづくり	1 障がいや障がいのある人への理解促進と共生	(1) 啓発活動や福祉教育・人権教育の推進 (2) 障がいを理由とする差別解消の推進 (3) 虐待の防止と権利擁護 (4) 社会資源を活用した居場所づくり (5) 町民相互の交流活動の促進
	2 生活支援の充実	(1) 利用者本位の生活支援体制の構築 (2) 在宅福祉サービスの充実 (3) 精神障がいのある人を対象とする施策の充実 (4) 施設サービスの充実 (5) 経済的自立の支援 (6) 文化芸術活動・スポーツ等の振興 (7) サービスの質の向上
	3 安全・安心な生活環境の充実	(1) 防災・防犯等対策の推進 (2) 住宅・公共交通機関等のバリアフリー化の推進
	4 教育・育成環境の充実	(1) 一貫した相談支援体制の整備 (2) 専門機関機能の充実と多様化
	5 切れ目のないサービス基盤の整備 (保健・医療の充実)	(1) 障がいの発生予防、早期発見体制の確立 (2) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実 (3) 精神保健福祉対策の推進
	6 生きる力の育成と生きがいづくりの推進	(1) 就労支援と雇用機会の促進・拡大 (2) 福祉的就労の推進
	7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	(1) 本人の決定を尊重する意思決定支援の充実 (2) 身近に相談支援を受けられる体制の構築 (3) 地域生活への移行の支援 (4) 障がいのある子どもへの支援の充実
	8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	(1) コミュニケーション支援体制の充実 (2) 障がいのある人に配慮した情報提供体制の充実

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本理念の実現に向け、前計画で定められた方向性を継承し、計画推進期間で実現すべきこととして、次の8つを本計画の基本的施策の柱として、総合的に推進します。

1 障がいや障がいのある人への理解促進と共生

(1) 啓発活動や福祉教育・人権教育の推進

障がい及び障がいのある人について、町民の理解と認識をこれからも深めていくために、「障害者の日」「障害者週間」「福祉月間」等における意義、障がいのある人や高齢者に関する問題等をこれからも積極的に広報誌等で取り上げ啓発します。

また、学校教育、生涯学習、ボランティア活動等を通して、障がいに関する正しい理解と認識を深める機会を提供し、町民に正しい知識・理解を広めるための方法や活動内容等について検討を行います。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○障がいのある人に関することや障がい者施策に関する効果的な情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人に関する問題等について町民の理解を深めていくため、町民にわかりやすく親しみやすい本町ホームページや啓発資料の作成に努めます。 ・本町ホームページや広報かどがわ等を活用し、障害者福祉に関する情報提供や町民に対する啓発に努めます。 	継続
<p>○「障害者週間」やセミナーなどを通じた啓発活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「障害者週間」（12月3日～9日）、「障害者の日」（12月9日）等において、障がいと障がいのある人について広く住民の理解を得るための啓発・広報を推進します。 ・各種研修・講座等において町民の理解を深めていきます。 ・福祉ふれあい祭りや福祉推進大会を通じ、町民の理解を深めていきます。 	継続
<p>○福祉教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育、学校教育での福祉教育を充実し、さらに生涯学習を通じて町民に対する福祉教育の機会を図ります。 ・障がい児の発達段階に応じ、学校、保育園、幼稚園等の関係機関が連携し適切に役割分担し、一人ひとりのニーズに対応できる体制づくりを構築するため関係機関への働きかけと情報提供を図ります。 ・障がい者に対する理解を深めるため、地域における学習機会の充実を図ります。 	継続

(2) 障がい理由とする差別解消の推進

障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成28年4月に施行された障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別を解消するための施策及び合理的配慮の推進が必要です。

住民一人ひとりが障がいのあるなしに関わらず互いに良きパートナーとしてとらえ、障がいへの正しい理解を持って障がいのある人の社会参加を支援する意識の醸成を図ります。

本町では、福祉教育等の推進に取り組むとともに、障がい者関連事業について、随時庁内職員へも周知するなど、公共サービス従事者に対しても障がいのある人への理解促進に取り組んでいます。これからも障がいを理由とする差別の解消を推進するため、教育の現場や公共サービス従事者を含め、障がいのある人に対する正しい理解と意識の向上を図ります。

また、職員等への研修を行い、障がいや障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援の在り方について理解を深め、福祉サービスの向上を図ります。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○職員等や公共サービス従事者への啓発（庁内窓口サービスの充実） 職員等への研修を行い、障がいのある人についての正しい知識と具体的な支援の在り方についての理解を深め、福祉サービスの向上を図るとともに、障がいの特性に配慮し、適切な対応ができるよう行政窓口の充実に取り組みます。	継続
○差別解消の推進 国や県と連携し、障がいのある人への差別解消に関する啓発に努めるとともに、障がいを理由とする差別の解消を推進します。	新規

(3) 虐待の防止と権利擁護

障害者虐待防止法等の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図り、障がいのある人の権利擁護に向けた取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○虐待など人権に関する啓発の推進 障がいのある人の権利侵害の防止のため、「広報かどがわ」等により人権週間の周知に努め、さらに関係者に対する意識啓発や地域での取り組みに関する啓発を進めます。	継続
○虐待等への的確な対応のための体制整備 虐待の早期発見のための機能強化や警察、医療機関、民生委員・児童委員等、関係機関・団体との連携強化を図り、速やかな連絡・連携体制を確立します。 また、虐待の早期発見と虐待防止に向けて、発生時対応の方法を地域住民に向けて発信し、速やかな連絡・連携が取れるよう周知します。	継続

(4) 社会資源を活用した居場所づくり

障がいのある人が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくためには、さまざまな形で社会参加の促進を図ることが必要です。多くの障がいのある人が社会参加することによって、地域における障がいへの理解が深まり、障がいのある人の地域での居場所づくりが図られます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○社会資源を活用した居場所づくりの促進</p> <p>社会参加が困難になっている引きこもりの当事者に対し、相談から社会参加支援につなげていくために、関係機関・団体と連携を図り、障がいのある人の社会参加の場づくり、機会づくりの充実を図ります。</p>	新規

(5) 町民相互の交流活動の促進

共に支えあい、安心して暮らせるまちづくりを具現化するためには、行政だけでなく地域住民が主体的に対応し、支えていくことが求められています。

本町では、地域福祉を担う人材を発掘し、活躍してもらう環境づくりを進めていくとともに、地域福祉への関心を高める取り組みが必要です。

住民がボランティアに興味を持って活動に参加するよう、ボランティアの意義や趣旨を啓発して広く公開し、活動機会の提供に努めるとともに、門川町社会福祉協議会等の関係機関と連携してまいります。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○地域福祉推進体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年々多様化する福祉ニーズに対応する地域福祉体制の充実を図るため、門川町社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、ボランティア団体、地域住民、行政等が連携し、一層充実した活動を展開します。 ・地域福祉の推進体制の強化や施設の充実、さらには地域福祉を支える人材の育成を図りながら地域福祉ネットワークの構築を図り、人にやさしいまちづくりを推進します。 	継続
<p>○民間福祉活動の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や福祉関係機関と連携して、地域の福祉活動や交流活動の支援等を継続的に取り組んでいきます。 ・地域、関係団体のお互いの役割を理解し連携を強化します。 ・民間福祉活動の担い手がそれぞれの活動を理解し、連携を進められるよう情報交換の場づくりの充実・強化を進めます。 	継続

<p>○障がいのある人との交流機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人と小・中学生、ボランティア、一般町民との交流を高めるため、各種イベントを開催し、内容の充実を図ります。 ・関連施設等と連携し、地域交流の機会の充実を図ります。 	継続
<p>○多様なボランティア活動の推進</p> <p>町民のボランティア意識を高める啓発活動と同時に、福祉ふれあい祭りや障がい者スポーツ大会・教室等のボランティア体験の機会やボランティア活動に関する情報提供の充実を各種関係団体とともに図ります。</p>	継続

2 生活支援の整備

(1) 利用者本位の生活支援体制の構築

住み慣れた家や地域の中で障がいのある人が安心して生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図ることが重要です。

また、多様化するニーズに対応するためにも、関係機関と連携のもと窓口機能の役割分担の明確化と円滑な業務の遂行に向けて取り組む必要があります。

障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けた相談支援体制の構築を推進すると同時に、ケアマネジメントの充実を図ります。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○身近な相談窓口の充実</p> <p>身近な相談窓口で地域に密着した適切な在宅支援を行うため、多様な相談に適切に対応できる相談員等を配置し、各施設や関係機関との連携を密にして相談・支援体制の充実を図ります。</p>	継続
<p>○総合的相談ネットワークの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多岐にわたる障がいのある人の相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係各課との連携による相談体制を充実します。 ・社会福祉協議会や障がい者関連施設、医療機関、ハローワーク等、広域的かつ総合的な相談ネットワークづくりを図り、障がいのある人が専門的相談を行うことができる体制の充実に努めます。 	継続
<p>○地域生活支援推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年々多様化する福祉ニーズに対応する地域福祉体制の充実を図るため、門川町社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、各種福祉団体、ボランティア団体、地域住民、行政等が連携し一層充実した活動を展開します。 ・地域福祉の推進体制の強化や施設の充実や地域福祉を支える人材の育成を図りながら地域福祉ネットワークの構築を図り、人にやさしいまちづくりを推進します。 	継続

<p>○計画相談支援事業（ケアマネジメント機能の充実）</p> <p>サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められる場合に、障がいのある人（児）の自立した生活を支え、障がいのある人（児）の抱える課題の解決や、適切なサービス利用に向けてサービス提供事業所等と連携したケアマネジメントによってきめ細かく支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要なサービスを提供し適切な支援が行えるよう、それぞれの状況に応じたケア・カンファレンスの実施を働きかけていきます。 ・専門的な相談内容にも対応できるよう、県との連携強化を図ります。 ・介護保険制度への円滑な移行を図るため、地域包括支援センターとの連携を図ります。 	継続
<p>○相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への相談指導や情報提供、サービス等利用計画の策定等を行う相談支援事業の充実を図ります。 ・精神障がい者に対する相談支援のため、相談体制の充実や保健所等の関係機関との連携を図ります。 ・「日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会」を活用し、地域における様々な関係機関との連携を図ります。 ・各種窓口で受け付けた相談について、ネットワークの構築を推進し、関係部署と連携をとりながら、情報を共有して対応します。 	継続
<p>○地域福祉におけるネットワーク活動</p> <p>民生委員・児童委員など地域の人材と連携した地域福祉ネットワーク活動を促進し、障がいのある人等からの相談に対し組織的な対応を図ります。</p>	新規

（2）在宅福祉サービスの充実

障がいのある人が地域で自分らしく生活するためには、障がいのある人やその家族に対してきめ細やかな在宅福祉サービスが提供されなければなりません。

さらに、サービスを必要とする人が必要な時に利用でき、障がいのある人が住み慣れた地域で安心した暮らしができる環境づくりに取り組む必要があります。

本町では、障がいのある人の自立を支え主体的に住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、地域での在宅生活を支える各種サービスの充実に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○在宅福祉サービスの充実</p> <p>障がいのある人の自立を支援し家族の負担を軽減できるように、在宅福祉サービスの充実に努めます。</p>	継続
<p>○福祉機器の普及促進</p> <p>障がいの特性や障がいのある人のニーズに適した補装具・日常生活用具を交付・給付するとともに、福祉機器に関する情報提供や事業の周知に努めます。</p>	継続

(3) 精神障がいのある人を対象とする施策の充実

精神障がいのある人の社会復帰・社会参加を促進するため、精神障がいについての正しい理解の啓発を行い、関係機関との連携のもとに福祉サービスの充実を図ります。

また、地域の一員として安心して暮らせるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○精神障がいについての理解の普及・啓発 精神障がいについての偏見や差別をなくすため、正しい理解の普及・啓発を図ります。	新規
○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 精神障がいのある人とその家族が地域の一員として安心して暮らせるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。	新規

(4) 施設サービスの充実

障害者総合支援法では、地域での生活を基本として障がい者施設に入所している人や入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を進めています。

しかし、やむを得ない事情により障害者支援施設への入所支援が必要な人がいます。施設入所希望者に対しては、障害福祉サービスの支給を決定し、利用者のニーズを踏まえた適切な入所を進めています。施設が提供するサービスの多様化を促進するとともに、在宅で暮らす障がいのある人を対象としたサービスを提供するなど、在宅支援の拠点としての機能充実を図る必要があります。

地域のニーズや必要性を勘案しながら、各種在宅サービスを提供する拠点としての施設の機能充実を促進します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○障がい者施設相談体制の充実 障がいの重度化・重複化、障がいのある人の高齢化等を踏まえ、さまざまな障がいのある人が利用できるように、相談支援事業所等と連携してご本人に合った施設サービスの提供が図れるように努めます。	新規

(5) 経済的自立の支援

障がいのある人が地域で自立して安定した生活を送るためには、生活費の確保も重要な課題です。

本町では、手帳取得時に利用できる制度の説明を行い周知に努めています。障がいのある人の生活安定のため、各種手当制度について広く周知を図ることにより経済的自立を支援します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○各種助成や税の減免及び控除等の制度周知 障がいのある人の生活支援の一環として、各種助成や税の減免および控除、交通運賃料金の割引等についての制度の周知を行い効果的な活用を促進します。	新規

(6) 文化芸術活動・スポーツ等の振興

文化活動やスポーツ活動は、人間形成の重要な要素であるだけでなく、生活の質を高め、ゆとりやいきがいのある生活を送るという意味においても大切です。

また、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるためには、障がいのある人とない人との交流やふれあう機会を通じてお互いを理解しあうことが効果的です。より多くの方に参加してもらうためにも、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の周知・提供に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○活動への参加促進 障がいのある人の地域での社会参加を進めるために、福祉団体等でのイベントの充実等、地域行事や文化芸術活動、スポーツ・レクリエーション活動への参加を呼びかけ、ボランティア等による地域住民との交流ができる機会の確保に努めます。	新規

(7) サービスの質の向上

質の高いサービスを目指し、当事者や第三者が苦情解決に参画できるような仕組みづくりを検討します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○苦情解決体制の整備 障がいのある人が事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えられ、それがサービスの向上に反映される環境づくりを促進し、各施設における苦情相談窓口と苦情解決体制の充実を図ります。さらに、当事者や関係団体等の第三者が苦情解決に参画できる仕組みづくりを検討します。	新規

3 安全・安心な生活環境の充実

(1) 防災・防犯等対策の推進

障がいのある人が安全で安心して暮らせるように、地域ぐるみの防災・防犯体制の整備を促進します。

また、緊急時、災害時等における高齢者、障がいのある人（児）、こども、妊産婦など要配慮者の安全を確保するため、地域ぐるみの支援体制を関係各課と連携して構築します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○防犯・防災知識の普及 障がいのある人とその家族に対して、地域防災訓練への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の啓発とともに、防犯・災害に対する対応能力を培うよう啓発に努めます。	継続
○自主防災組織の充実 （地域単位での防災体制づくり） 災害時には、地域や隣近所の協力・助け合いが不可欠であるため、関係機関と連携し、自主防災組織や災害ボランティアの育成を支援します。	継続
○防災基盤の整備 災害時における避難場所や避難路など、防災基盤の整備に努めます。	継続

(2) 住宅・公共交通機関等のバリアフリー化の推進

「障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する法律（バリアフリー新法）」及び「宮崎県人にやさしい福祉のまちづくり条例」の趣旨や内容を踏まえた上で、住宅・公共的施設等のバリアフリー化を推進していきます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○人にやさしいまちづくりの推進 （公共施設や町道の整備） 障がいのある人が公共施設・公共建築物等をスムーズに利用できるよう、障がい者用トイレや駐車場、出入り口の自動ドア、スロープの設置等、公共施設・公共建築物の整備・改善を計画的に取り組みます。	継続
○移動・交通手段の整備 （移動支援の充実） 障がいの重度・重複化や障がいのある人の高齢化を考慮し、障がいのある人にとって重要な移動手段となるバスやタクシー等への車両のバリアフリー化等、障がいのある人が利用しやすい移動・交通手段の推進について協議・検討します。	継続

4 教育・育成環境の充実

(1) 一貫した相談支援体制の整備

誰もが共に学び合う環境をつくることを基本に、障がいのある子どもたちの発達を支援するため、子どもたちの豊かな人格形成や一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が行われるよう、学校教育の充実に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○早期教育の充実 発達段階に応じた適切な就学指導を勧め、本人及び保護者の意志を尊重した就学ができるよう、教育環境の整備に努めます。	新規
○幼児教育・社会教育の推進 就学相談においては、こどもの実態を的確に把握するとともに、保護者や本人の考えや意見を聞き、その上で特別な教育的対応の必要性について共通の理解を図ります。 また、保護者のさまざまな疑問に答えるよう具体的な情報の提供に努めます。	新規
○一貫した相談支援体制の充実 障がいの早期発見・早期療養の推進を図り、乳幼児から学童期、卒業後等一貫した相談支援体制が取れるよう、各相談支援機関と連携を図り、学校卒業後の自立や社会参加に向けた適切な支援を図るよう努めます。	新規
○発達段階に応じた相談支援体制の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯にわたり、子どもやその家族が心豊かで安心して暮らすことができるよう、こどもの発達段階に応じた適切な相談支援体制を整備し、教育、保健、医療、福祉、労働等の関係機関が連携し、効果的な支援を行っていきます。 ・地域で生活している障がい児の保護者の多様なニーズに応えるため、障がい児の家庭への支援と情報提供を行なっていきます。 	継続
○学習情報提供・相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・保護者や小・中学校や関係機関と連携し、就学及び学習相談体制の充実を図ります。 ・母子保健事業や特定教育・保育施設等との連携を図り、障がい児教育等に関わる情報提供の充実を図ります。 	継続



(2) 専門機関機能の充実と多様化

障がいのあるこどもについては、放課後等デイサービスを実施するなど、障がいのある児童生徒が教育環境を含め、安心して暮らせる環境づくりに取り組む必要があります。

障がいのある児童生徒の放課後や夏休みなどの健全育成の充実や障がいの重度化・多様化に伴う児童生徒の健康管理や機能訓練等について、関係機関と連携のもと取り組むことが重要です。障がいのある児童生徒が安全に安心して学校生活を送られるよう、介助・支援できる体制や学校外での健全育成の場の整備に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○障がい児保育の充実 障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている保育所等に対し、障がい児保育にかかる特別な経費を助成することにより、障がい児の処遇の向上を図ります。	継続
○特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育関係機関と連携し、必要な教育の充実を図ります。 ・ 特定教育・保育施設等に訪問相談を行い、園生活の中で配慮を要する児童の早期発達支援を図ります。 ・ 小学校への入学及び進級にあたって、障がい児に最も適した教育を保護者自身が選択できるように、保護者に対する就学相談を関係機関と連携し充実させます。 	継続

5 切れ目のないサービス基盤の整備（保健・医療の充実）

(1) 障がいの発生予防、早期発見体制の確立

障がいの早期発見・早期対応によってその影響を最小限（軽度）におさえたり、リハビリテーション等によって機能を回復、または障がいを補う能力を育てたりすることも、場合によっては可能となることがあります。そのため、健康診査及び各種検診、その後の保健指導を充実し、障がいの要因となる疾病の予防に努めるとともに、早期発見体制の確立を推進します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○早期療育支援体制の整備 発達・発育が気になる子の早期発見に努め、保護者支援も視野に入れた早期療育支援体制の強化を図ります。	継続
○療育指導の充実 早期療育のため、教育委員会、保育所、幼稚園、児童福祉施設、医療機関等の連携を密にし、適切な相談体制の整備に努めます。	新規

<p>○障がいのある人に対する医療サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療費の支給や重度障がい者（児）医療費助成を行い、障がいのある人（児）の医療費助成の維持・継続を図ります。 ・障がいのある人や家族のための相談体制を整え、医療と福祉の連携に努めます。 	継続
---	----

（２）障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

障がいのある人が安心して適切な保健・医療サービスを受けられるよう、保健・医療に関する情報提供に努めます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○相談・訪問指導の充実</p> <p>疾病や障がい・精神等の相談・訪問指導の充実を図り、適切な療育・治療につなげます。</p>	新規
<p>○保健サービスの提供体制の充実と医療の確保</p> <p>障がいのある人の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。</p>	新規

（３）精神保健福祉対策の推進

近年、社会環境の複雑化や多様化のため、ストレス等心の健康を損なう要因が多く存在しています。統合失調症やうつ病などは、誰もがかかりうる病気であり、早期発見・早期治療が可能であるにもかかわらず、本人や周囲から気づかれにくく、その対策の必要性が指摘されています。精神障がいのある人が適切な地域医療を受けられるためにも、安定した社会復帰、社会参加を支えるための環境づくりが必要です。住民の心の健康づくり対策とともに、精神障がいのある人に対する保健福祉対策を推進します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○正しい知識の普及</p> <p>講演会等の活用や広報紙、リーフレットの配布等により、精神疾患に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、自殺予防対策においては講演会の開催やゲートキーパー養成講座等の開催を検討します。</p>	新規
<p>○精神保健福祉サービスの充実</p> <p>入院中の精神障がいのある人の早期退院や地域移行促進に向けた正しい理解の促進をはじめ、訪問系サービスの充実や地域相談支援及び自立生活援助の利用の促進を図ります。また、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。</p>	新規

6 生きる力の育成と生きがいづくりの推進

(1) 就労支援と雇用機会の促進・拡大

障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては工賃の水準の向上を図るなど、障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き障がい者雇用の促進を図ります。

また、平成25(2013)年の障害者雇用促進法の改正により、精神障がいのある人の雇用が義務化されたことも踏まえ、精神障がいのある人の雇用促進のための取り組みを充実させる総合的な支援を推進します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○施設から一般就労への移行支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の一般就労を支援するため、サービス事業者に対して就労移行支援事業の取り組みを促します。また、障がいのある人の就労を継続的に支援できるよう、就労継続支援事業の取り組みを促します。 ・障がいのある人の就業を支援するため、障がいのある人の専門的・総合的な就業指導、就業講習等を行う機関との連携を図ります。 ・自立と社会経済活動への参加に向け、就労継続支援を行っていきます。 	継続
<p>○障がい者雇用の広報・啓発活動</p> <p>「障害者雇用支援月間(9月)」を中心に、町ホームページや広報紙等の媒体を利用して、障がい者雇用の広報・啓発活動に努めます。</p>	新規
<p>○雇用の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立のための就労を推進し、公共職業安定所等関係機関との連携を図りながら障がいのある人の雇用の促進を図ります。 ・障がい者雇用を促進する各種助成制度等の周知を図るとともに、法定雇用率の達成を促進する等の啓発活動を推進します。 ・障がいのある人が、その適正と能力に応じて可能な限り雇用の場に就くことができるよう、関係機関と連携して専門的支援の充実・強化を図ります。 ・雇用機会の拡大に向けて、企業等に対して障がい者雇用についての普及・啓発活動や情報提供に努めます。 	継続

(2) 福祉的就労の推進

一般企業に勤めることが困難な場合の就労の場の確保も重要な課題であり、障害者総合支援法に基づく就労系サービスが行われています。就労継続支援事業所、就労移行支援事業所の利用を推進することにより、職業的な能力の補いを必要とする障がいのある人の就労技術と意欲の高揚等を図ります。

また、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○就労継続支援事業所・就労移行支援事業所の利用推進 就労継続支援事業所や就労移行支援事業所の利用を推進し、福祉的就労の機会を提供します。	新規
○福祉的就労における工賃向上に向けた取り組みの推進 障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進し、就労継続支援事業所等における工賃の向上に向けた取り組みを支援します。	新規

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

(1) 本人の決定を尊重する意思決定支援の実施

自ら意思を決定することが困難な障がいのある人に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がいのある人が自らの決定に基づき身近な地域で相談支援を受けることのできる体制の構築を図ります。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○意思決定支援の推進 障がいのある人が、可能な限り自分の生活を自らの意思で決定できる機会を保障し、自分らしく地域生活を営むことができるよう、意思決定支援の普及啓発等を行います。	新規
○成年後見制度の利用促進 必要な人が成年後見制度を利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備に対し、必要に応じて支援します。	新規

(2) 身近に相談支援を受けられる体制の構築

障がいのある人一人ひとりのニーズに応じたサービスを提供するため、切れ目のない相談支援体制や身近に相談支援を受けられる体制を整備し、地域での生活を支援します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○家族支援 障がいのある人や障がいのある子の家族においても、高齢化が進み、介護に伴う身体的負担や社会の偏見・無理解などによる精神的苦痛やストレスなど様々な問題に直面しています。介護者の相談やカウンセリングなど相談支援体制の充実を図るとともに、介護者に対し一時休息を与え、心身の疲労を回復してもらうための支援を検討していきます。	継続
○相談支援体制の構築 障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障害種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図ります。	新規

(3) 地域生活への移行の支援

障がいのある人の地域移行を一層推進し、障がいのある人が必要ときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取り組みを進めます。

【具体的な取り組み】

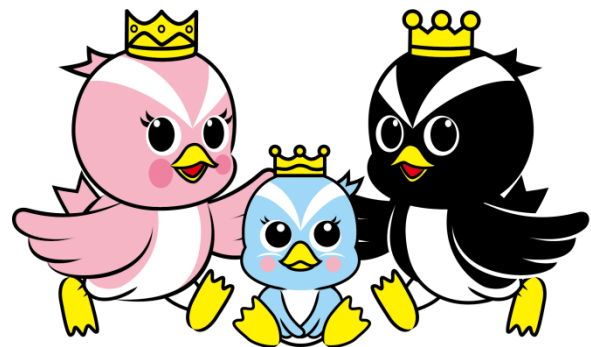
施策・事業内容	区分
○在宅サービス等の充実 障がいのある人の個々のニーズ及び実態に応じて、在宅の障がいのある人に対する日常生活又は社会生活を営む上での居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中活動の場の確保等により、在宅サービスの量的・質的充実を図るほか、必要な時に救急医療が受けられる体制整備を推進します。	継続
○地域移行支援の充実 障がい者支援施設における入所者の地域生活への移行支援や、地域で生活する障がいのある人への支援を推進します。	新規

(4) 障がいのある子どもへの支援の充実

障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実や支援の充実、障害福祉サービスの質の向上に取り組みます。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
<p>○子ども・子育て支援法に基づく給付その他の支援 障がいのある子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく給付その他の支援を可能な限り講じます。</p>	継続
<p>○医療的ケアが必要な障がいのある子どもへの支援 医療的ケアが必要な障がいのある子どもへの支援における関係機関の連携促進に努めます。</p>	継続



8 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

(1) コミュニケーション支援体制の充実

障がいがある人の情報力を向上し社会的自立を促進するため、情報提供体制の充実やコミュニケーション手段の確保に努めるとともに、インターネットの利活用などアクセシビリティの拡大に配慮する必要があります。

手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣を通じて聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○手話通訳者や要約筆記者の養成と派遣 聴覚障がいのある人への情報提供やコミュニケーションを補完するため、手話通訳者等の派遣を行うなど、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。	新規

(2) 障がいのある人に配慮した情報提供体制の充実

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がいのある人が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、また、障がいのある人の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が適切に伝わるよう、情報提供の方法や内容を充実します。

【具体的な取り組み】

施策・事業内容	区分
○情報提供 あらゆる人が快適で正確な情報を伝えられるよう、広報やホームページで障がい福祉施策に関するさまざまな情報提供を、わかりやすく伝える創意工夫を図ります。	継続
○情報提供における行政情報のアクセシビリティの向上等 行政情報の提供等における手話通訳・音声読み上げ等の活用など、多様な障がいの特性に応じた配慮に努めます。	新規

第5章 計画の推進に向けて

第5章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、圏域内外のさまざまな関係機関等が、それぞれの役割を担い、相互に協力し合えるよう、有機的な連携体制づくりを目指します。

(1) 障がいのある人（児）のニーズ把握・反映

障がいの重複化や障がい福祉制度の谷間にある人、難病患者やひきこもり等への支援拡大の検討など対象を広げた多様な障がい者（児）ニーズに柔軟に対応する谷間のない障がい福祉施策の推進が求められています。

出来る限り身近な地域において日常生活や社会生活を営むことができるように、障がいの特性やニーズに応じたサービス提供体制の充実を図るなどの自立生活を支援する仕組みづくりが必要です。仕組みづくり推進のためにも、施策の内容や提供方法などについて日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会などを活用し、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

発達障がいや高次脳機能障がい並びに難病患者については、見た目には障がいがあることがわかりにくいという特徴があり、そのため周囲とのコミュニケーションが上手くいかなかったり学校・職場や地域で困難を抱えたりすることがあります。

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障がいや障がいのある人（児）についての正しい理解をさらに深めていく必要があります。

社会福祉協議会とも連携し、町民に対する広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

(3) 障がいのある人（児）の地域参加の促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のためには、地域とつながりを強めていくことが大切です。地域行事や各種イベントに障がいのある人（児）が積極的に参加していけるよう、環境づくりを進めていく必要があります。

また、地域参加を支援していけるよう地域福祉活動を促進します。

(4) 医療的ケアをはじめとする障がい特性を理解した人材の育成・確保

多様な障がい特性を理解した人材及び医療的ケアに対応できる人材が不足しており、福祉・医療人材の質と量の充実が求められています。

それぞれの地域で適切な医療的ケア等の支援を誰もが施設と在宅の区別なく安心して受けられるよう、専門性の高い人材の確保に向けた勉強会や質の向上に向けた研修を実施するなど、福祉人材の育成・確保に努めます。

(5) 庁内関係機関との連携

障がいのある人（児）に対する施策は、福祉分野にとどまらず保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたるため、福祉課が中心となり他の関連する担当課との連携はもとより、庁内関係機関との相互連携を図りながら本計画を推進します。

(6) 関係機関・ボランティア団体との連携体制

計画の実施にあたっては、公共職業安定所や特別支援学校等、国や県の機関、また、障がいのある人や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など近隣市町村とも連携を図りながら円滑な事業の実施に努めます。

また、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関などの関係者で構成する日南市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会により地域の関係機関によるネットワークの構築、障害者基本計画及び障害福祉計画・障害児福祉計画の具体化に向けた協議などを行います。

2 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある人が安心して生活を営むことができるように、各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけではなく専門職の確保が重要となります。職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等の連携を図り、取り組んでいきます。

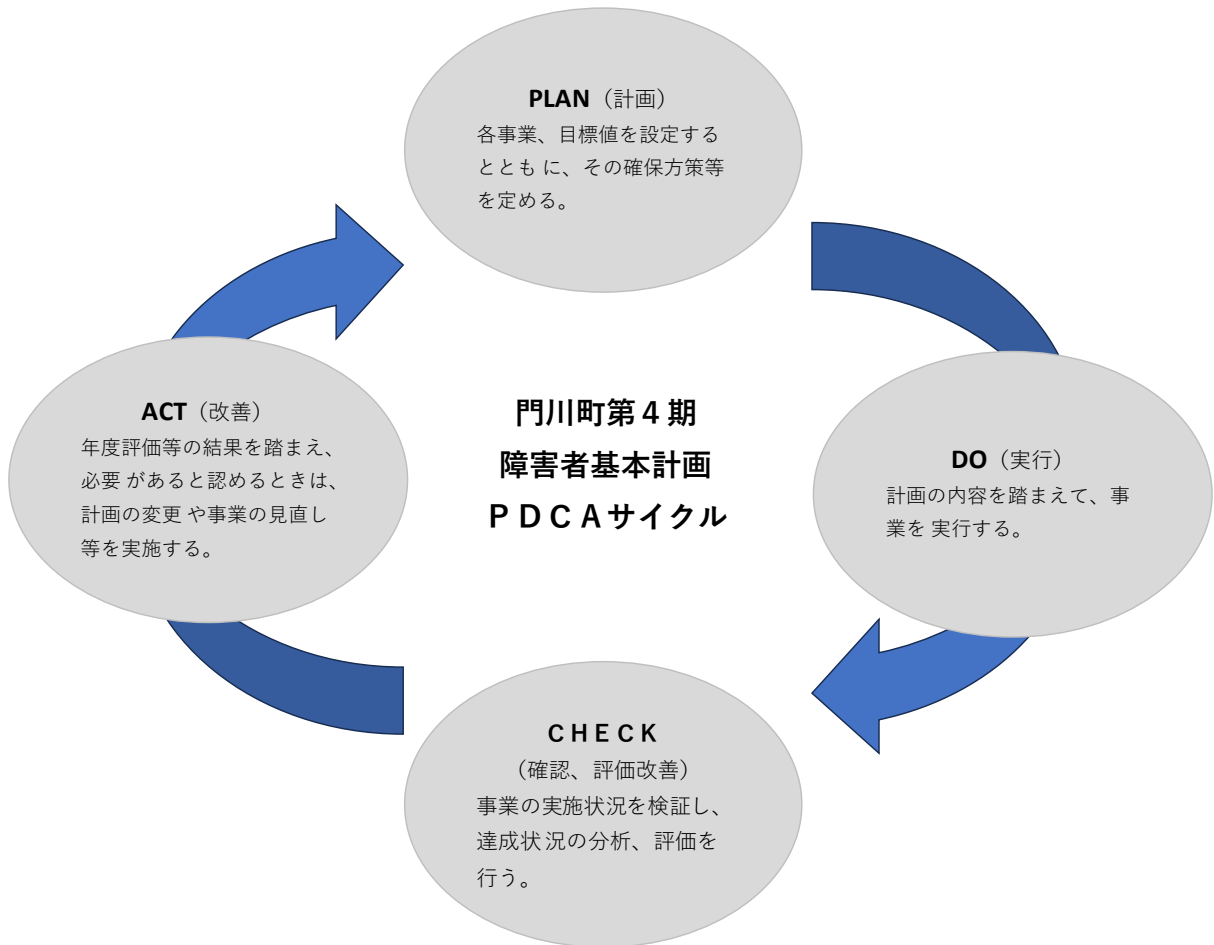
(3) 職員等の資質向上

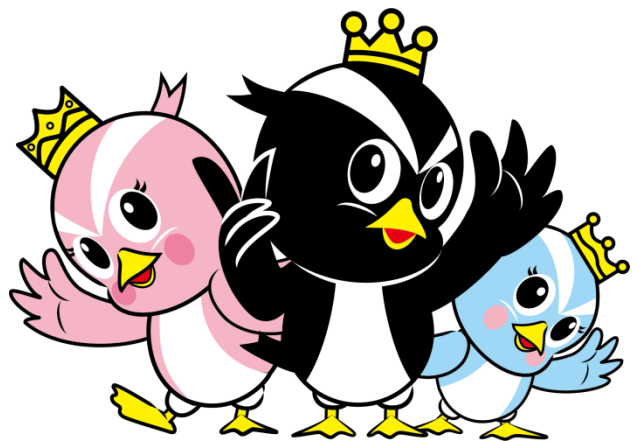
複雑、多様化している障害者ニーズに対して柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施等を通じて行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

3 計画の進行管理・評価

関係各課及び関係機関がそれぞれ担当する施策の進捗を把握し、定期的に評価を行います。

また、日向市・東臼杵郡障がい者自立支援協議会を中心として、計画期間内の事業実績等を基に障害福祉サービス見込み量の達成状況や地域生活支援事業等の実施状況の点検・評価をP D C Aのサイクルの考え方にに基づき実施し本計画の円滑な運用を図ります。





資料編

資料編

1. 門川町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

(平成 24 年 11 月 1 日告示第 73 号)

改正 平成 25 年 3 月 18 日告示第 42 号平成 29 年 3 月 31 日告示第 34 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項の規定に基づく門川町障害者基本計画(以下「基本計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項の規定に基づく門川町障害福祉計画(以下「福祉計画」という。)を策定するため、門川町障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 福祉計画の策定に関すること。
- (3) その他基本計画及び福祉計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会の委員は、15 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 社会福祉を目的とする事業者の代表者
- (4) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (5) 社会福祉活動を行うボランティア団体の代表者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他町長が認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条の事務が終了した日までとする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は必要に応じ、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 委員会の委員が会議等に出席したときは、門川町の非常勤の特別職の職員の報酬等に関する条例(昭和31年条例第23号)の定めることにより、報酬及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年11月1日から施行する。

附 則(平成25年3月18日告示第42号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日告示第34号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

2. 門川町障害者福祉計画等策定委員会名簿

NO	団体名	役職	氏名	備考
1	門川町障がい者団体連絡協議会	会長	長友 忠幸	
2	門川町民生委員児童委員協議会	副会長	菊地 廣美	
3	門川町ボランティア連絡協議会	会長	濱田 繁	
4	門川町社会福祉協議会	事務局長	倉橋 幹太	委員長
5	社会福祉法人友隣会 ワークセンター悠々工房	施設長	川越 直美	
6	社会福祉法人ひまわり会 あさひ学園	施設長	佐々木 智子	副委員長
7	日向市・東臼杵郡障がい児者 基幹相談支援センター	センター長	久光 博之	
8	医療法人浩洋会 田中病院	医師	徳永 拓也	
9	九州保健福祉大学 社会福祉学部臨床福祉学科	講師	松原 由美	
10	門川町地域包括支援センター	所長	道前 真樹	
11	日向公共職業安定所	就職促進指導官	柴田 健太郎	
12	日向保健所 健康づくり課	課長	高藤 ヌキ	
13	門川町	副町長	木代 佳美	
14	門川町福祉課	課長	堀 洋子	



令和6年3月

門川町 第4期障害者基本計画

宮崎県門川町役場 福祉課

〒889-0696

宮崎県東臼杵郡門川町平城東1番1号

TEL 0982-63-1140

